

桂川町告示第86号

平成30年第3回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年8月24日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 平成30年9月5日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

藤川 正恭君

青柳 久善君

○9月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第3回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

平成30年9月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成30年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 環境衛生対策について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 承認第10号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第7 承認第11号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第8 議案第22号 福岡県介護保険広域連合規約の変更
- 日程第9 議案第23号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第24号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第25号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第26号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第27号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 平成29年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第2号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第3号 平成29年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第4号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第5号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第20 認定第6号 平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第21 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第22 報告第4号 健全化判断比率の報告

日程第23 報告第5号 資金不足比率の報告

日程第24 請願第3号 桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第1 署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 総務経済建設委員長報告

(1) 道路管理について

日程第4 文教厚生委員長報告

(1) 環境衛生対策について

日程第5 議会広報委員長報告

(1) 議会広報の編集及び発行について

日程第6 承認第10号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解

日程第7 承認第11号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)

日程第8 議案第22号 福岡県介護保険広域連合規約の変更

日程第9 議案第23号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第24号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第25号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第26号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第27号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第14 認定第1号 平成29年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定

日程第15 認定第2号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

日程第16 認定第3号 平成29年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定

日程第17 認定第4号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

日程第18 認定第5号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

日程第19 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託

日程第20 認定第6号 平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定

日程第21 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託

日程第22 報告第4号 健全化判断比率の報告

日程第23 報告第5号 資金不足比率の報告

日程第24 請願第3号 桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求
める請願

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 杉村 明彦君	4番 大塚 和佳君
5番 吉川紀代子君	6番 北原 裕丈君
7番 下川 康弘君	8番 竹本 慶吉君
9番 藤川 正恭君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	古野 博文君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、平成30年第3回桂川町議会
定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、大塚和佳君、5番、吉川紀代子君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの16日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 皆さん、おはようございます。

ことしの夏は、危険な暑さと言われる日が続き、残暑も大変厳しい暑さが続いています。9月に入り、少し秋の気配が感じられるようになりました。

7月上旬には、西日本地区を豪雨が襲い、本町におきましても、河川の増水や土砂崩れ等により、多くの被害が発生しました。被害に遭われました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

現在は、応急的な対策を講じるとともに、災害箇所の確認作業や復旧工事に向けた測量・調査・設計等を順次行い、早期の災害復旧に向けて鋭意努力しているところであります。

また、狩野ため池は堤体の一部が崩壊し、決壊のおそれがあったため、下流域の皆さんには緊急避難指示の発令を行いました。大変御心配をおかけしましたことを心苦しく思っています。崩壊した部分にブルーシートをかぶせるとともに、ため池の水位が上がらないように、余水吐けの一部撤去を行うなど、安全確保のための対策を行っているところでございます。

さて、本日は、平成30年第3回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り心から感謝申し上げます。

御承知のとおり、本町の町議会議員並びに町長の任期満了に伴う選挙が10月23日告示、28日投開票の日程で行われますので、本定例会が任期中最後の定例会になります。議員各位のこれまでの町政に対する御指導、御鞭撻に対しまして、心から厚く感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案いたします議案等の提案理由について御説

明いたします。

初めに、9月1日に予定しておりました総合防災訓練は、悪天候のため、中止せざるを得ませんでした。非常に残念に思っていますが、計画から会場準備、リハーサルまで、今後の活動に生かせる取り組みができたものと思っています。

次に、6月議会において、西鉄バス碓井・大分坑線の廃止路線について、28番系統は廃止となる旨の報告をしたところです。その後、嘉麻市と協議を行った結果、10月よりこの区間を嘉麻市のコミュニティバスが、朝・夕合計12便運行することとなり、桂川町の方も利用できることになりました。通常1回の利用につき300円の料金がかかりますが、その半額を町が補助したいと考えています。このため、その予算を計上していますので、よろしくをお願いします。

次に、定住自立圏の進行状況については、11分野、21項目の協議を終え、平成30年から34年までの5年間を対象にした嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンが策定されたところです。具体的には、既に行われている夜間急患センターの広域運営等の継続を初め、新規事業では、子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育施設の広域運営、図書館の相互利用、赤字路線バス運行補助、地域公共交通連携の推進などを掲げ、本町と飯塚市及び嘉麻市が、広域的な連携サービスを充実させることとしています。

今後は、特別交付税等の財源の活用を図りながら、嘉飯圏域全体の振興発展に取り組んでいく必要があります。

次に、「ゆのうら体験の杜」は、議員の皆様を初め、多くの方々の御出席をいただき、7月19日に落成式を行うことができました。

開所後の運営につきましては、管理の一部を「地域商社いいバイ桂川」に委託し、利用等の受け付け業務を行っています。また、お借りしている近くの農地を利用して、季節の野菜を育てる作業や収穫などを楽しみながら、農業体験をしていただきたいと思います。

自然豊かな環境を生かした宿泊利用等を促進し、魅力あるサービスの提供を行うことによって、桂川町独自の地域活性化につながる情報を発信していく必要があります。

次に、町道山崎・上深町線、いわゆる桂川駅南側道路は、工事完成地点から国道200号交差点までの区間、約150mの工事請負について、昨日入札を行ったところです。今回の工事発注により、今年度中に全線開通を予定しています。

次に、町営住宅二反田団地A棟建築工事については、現在、躯体工事が完了し、内装等の仕上げ工事及び外構工事が進められています。8月末の進捗率は84.7%であり、来月末の完成に向けて順調に進捗しています。今後の計画では、老朽化が著しい二反田・土師・椿・貴船の4つの町営住宅の集約化を進めるとともに、跡地の有効利用について検討、協議する必要があります。

次に、環境施設等広域化に関する任意協議会の進行状況につきましては、91の協議項目につ

いて協議を重ねてまいりました結果、一部を除いておおむね協議が整ったところです。今後は、早急に全項目の協議成立を目指すとともに、新組合の規約等について、県との協議を進めていくこととなります。

次に、ことしの夏は、記録的な猛暑や豪雨、台風等の自然災害の影響を受け、特定健康診査を受診する機会が減少しました。このため、医療機関での健診期間を従来の8月31日から12月28日までに延長したところです。多くの人に健診を受けていただきたいと思います。

次に、福祉施策の広域的な取り組みとして、高齢者福祉に関する地域包括ケアシステム、障がい児者福祉施策に関する地域自立支援ネットワークシステムの構築等について、行政、医療、介護等の関係機関が連携を図りながら、生活支援やきめ細かなサービスの提供に努め、健康で生き生きと暮らせる環境づくりを進めています。

次に、桂川町商工会が実施しますプレミアム付商品券発行事業については、購入希望者の事前申し込みが多数であったため、抽選を行い、9月1日から引換券による販売が実施されています。

次に、桂川小学校の学童保育所として利用しています桂寿苑の施設改修工事については、夏休み前に完成しました。工事の概要は、桂寿苑の大広間を間仕切りして部屋数をふやし、児童が快適に過ごせるよう、照明、トイレ、建具等の改修を行ったところです。

次に、学校教育の取り組みの一環として、ゆのうら体験の杜において、7月23日より桂川小学校、8月20日より桂川東小学校の5年生を対象に、2泊3日の宿泊体験学習「セカンドスクール事業」が実施されました。

星空の観察やキャンプファイヤー、炊飯体験など、ふだんの学校生活では体験しにくい自然観察や共同生活を通して、自立心の向上や感謝する心、仲間づくりなどについて学ぶことができたということです。なお、桂川中学校は、1年生を対象として、9月12日より、2泊3日で実施される予定です。

次に、教育施設の改修整備事業として、今年度は、桂川中学校のトイレの大規模改修及び桂川幼稚園のエアコン設置工事に取り組んでいます。幼稚園のエアコンについては、夏休み期間中に設置が完了し、中学校のトイレ改修工事については、10月末の完了を予定しています。

また、ことしの夏は「危険な暑さ」と称されるほど、全国的な猛暑となったことから、熱中症による死亡事故も相次ぎ、小中学校の各教室にエアコンを設置することが強く求められています。国においても早急な対応に言及するなどの動きがあり、桂川町としても早期に取り組んでいく必要性を痛感しているところです。このため、今回の補正予算に、小中学校のエアコン設置に必要な実施設計委託料をそれぞれの学校ごとに計上していますので、よろしく願いいたします。

次に、補正予算につきましては、専決処分の承認1件と議案5件を提案しています。

専決処分の承認第11号の一般会計補正予算（専決第1号）は、平成30年7月豪雨による災

害復旧費の追加補正でございます。今回の災害の中で、農業用水路の閉塞等による農作物の被害を防止するため、国の災害査定前に応急本工事を実施する必要が生じた事案に対し、国や県の財政的支援を受けるための予算措置です。7月13日付をもって専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

また、一般会計の補正予算では、第2号において補正額2億229万7,000円を追加し、予算の総額を64億1,082万2,000円と定めるものでございます。補正の主な内容は、歳入予算では、1款町税において、調定額の決定により2,142万円を追加計上しています。

次に、10款地方交付税では、財源調整のため、1,819万8,000円を減額計上しましたので、補正後の予算計上額は17億9,712万9,000円となります。ちなみに、財源留保額は4,795万7,000円でございます。

次に、14款国庫支出金では、平成30年7月豪雨による災害で被災した道路等の復旧工事に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の追加計上や、町営住宅二反田団地A棟建築工事外2件に係る社会資本整備総合交付金の減額計上を行っています。

次に、15款県支出金では、農地・農業用施設の災害復旧に係る県補助金を追加計上しています。

次に、18款繰入金では、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金からの繰入金の減額を計上しています。

次に、第19款繰越金では、平成29年度一般会計の実質的繰越額は1億8,630万1,000円となりましたので、平成30年度当初予算との差額1億2,630万1,000円を追加計上しております。

21款町債では、道路改良等事業債及び町営住宅建設事業債について、それぞれ減額及び追加計上しています。

一方、歳出予算では、職員人件費において、本年4月の人事異動に伴う予算の組み替え等により、関係費目の整理をしています。

2款総務費では、西鉄バス碓井・大分坑線28番系統の廃止に伴う補完措置として、嘉麻市コミュニティバスの利用に対する補助金を計上しています。

次に、8款土木費では、社会資本整備総合交付金事業のうち、道路事業に係る工事費を国庫補助金の内示額や各事業の進捗状況等との調整を図り、計上しています。

次に、10款教育費では、小中学校のエアコン設置に係る実施設計委託料を3校それぞれ追加計上しています。今後は、国の動き等を注視し、設置実現に向けて取り組んでいく必要があると存じます。

11款災害復旧費では、農地、農業用施設や道路等の公共土木施設に関するもの等を追加計上

しております。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、平成29年度桂川町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

平成29年度の一般会計における主なハード事業としましては、地方創生拠点整備交付金を活用して、ゆのうら体験の杜を建設しました。この施設は、地域資源の提供や情報発信を行っていき新たなランドマークとしてオープンしたところです。また、JR桂川駅周辺整備については、都市再生整備事業として国の社会資本整備総合交付金を受けながら、継続して取り組んでいます。さらに、同交付金による道路舗装、橋梁の修繕工事や、町営二反田団地のA棟建築工事等に取り組んできたところです。

ソフト面につきましては、ふるさと応援寄附金事業の拡充、第5期障がい福祉計画や第7期高齢者福祉計画の策定、環境施設等広域化に関する協議、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの農村環境保全活動への助成、小中学校における30人以下学級の実施やコノマ地区の遺跡発掘調査等に取り組んでまいりました。

特別会計の決算では、住宅新築資金等貸付事業特別会計が69万9,000円、後期高齢者医療特別会計では、183万1,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計については、6月定例会で御説明しましたとおり、累積赤字の解消には至りませんでしたので、平成30年度からの繰上充用金で補填しております。

土地取得特別会計の歳入歳出差し引き残額は、ゼロ円です。

決算の審査に当たり、監査委員には細部にわたる分析、検討をいただき、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。

決算の内容につきましては、会計管理者が御説明いたしますので、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日御提案します議案は、損害賠償の和解等に関する専決処分が1件、平成30年度補正予算の専決処分が1件、規約の変更に関するもの1件、平成30年度補正予算が5件、平成29年度決算の認定に関するもの6件、報告2件の計16件でございます。

議案の内容につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 追加議案をお手元に配付していますように、請願第3号が提案されました。

お諮りします。請願第3号は、会議規則第22条の規定によって、日程に追加したいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、請願第3号は、日程第23の次に上程いたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

6月の議会定例会を終え、本議会まで、延べ5回の委員会を開催いたしました。

7月5日から6日にかけての大雨が降った平成30年7月豪雨によって、町内の複数箇所で冠水被害が生じ、河川の増水や土砂崩れなどにより、多くの被害が発生しました。被害を受けられた方々につきましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、災害時の緊急的な対応について、桂川町内の業者で構成されている桂川町建設業組合の皆様にも多大なる御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

委員会では、7月24日に主な被災現場を視察しており、町道の被害としては、小茶園白水線で1カ所、堤原・柳ノ元線で2カ所、合計3カ所で、道路・のり面の崩壊が発生しました。堤原・柳ノ元線では、現在も片側通行となっており、道路を御利用の皆様には御不便をおかけしますが、これらは公共土木施設災害復旧事業で復旧する予定になっております。

次に、生活道路の維持・修繕工事について、今年度18カ所を実施する予定としており、8月末の時点で、そのうち13カ所については工事が完了し、1カ所が現在、施工中であります。また、補助事業を活用した道路事業であります、桂川駅南側道路の山崎・上深町線道路改良工事、町道の補修・修繕工事、橋梁の修繕工事につきましては、今後、随時発注する予定であります。

桂川町の魅力を発信する、ゆのうら体験の杜の落成式が、7月19日に行われましたが、オープニングに先立ちまして、桂川町建設業組合の皆様にも、周辺道路の樹木等を伐採していただき、大変きれいになりました。対応等、重ねまして厚くお礼申し上げます。

なお、当委員会に継続審査で付託されておりました道路管理につきましては、本年11月に桂川町議会議員の任期が満了するため、本9月議会をもって継続審査を終了したことを御報告いた

します。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。道路管理については、今回をもって終結いたします。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました環境衛生対策についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 文教厚生委員会に付託されております環境衛生対策について、当委員会の審査結果の報告をいたします。

6月定例議会後、5回の委員会を開催し、審議をしております。この間、いわゆる家庭ごみの不法投棄や冷蔵庫などの不法投棄が発生しています。特に、同じ箇所を繰り返される悪質な不法投棄につきましては、看板設置や巡回パトロール、そして警察への通報を行い、再発の抑制を図っているようであります。また、7月の豪雨では桂川町内でも被害が発生しました。環境業務担当の職員は床下浸水などの被害の報告を受けた家屋を訪問し、消毒液を床下に噴霧するなど、衛生面に配慮した業務を行ったと報告を受けております。今後も、被災者の支援については、適切な支援をお願いいたします。

不法投棄を初め、環境に関する課題は、町民や多くの関係者の協力が必要です。啓発活動を継続し、個々の意識の向上に努めていただきたいと思います。今後とも、町民と行政が、ともに本町の環境衛生に関する取り組みを推進していくことを要望し、文教厚生委員会の審査結果の報告を終わりにいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。環境衛生対策については、今回をもって終結いたします。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○**議会広報委員長（林 英明君）** 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

6月定例会後、3回の委員会を開催いたしております。この間、議会広報の編集及び発行について、協議を行い、本年7月31日に第20号を発行いたしました。当委員会では、引き続き「けいせん議会だより第21号」を発行するため、継続審査を平成30年10月31日までお願いし、当委員会の報告を終わります。

○**議長（原中 政廣君）** これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（原中 政廣君）** 質疑なしと認めます。本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査を平成30年10月31日まで付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査を平成30年10月31日までとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（原中 政廣君）** 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査を平成30年10月31日までとして、付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、承認2件、議案6件、認定6件、報告2件、請願1件であります。

このうち承認第10号、第11号、議案第22号は、本日即決していただき、議案第23号から第27号の議案5件及び請願第3号については、本日、質疑を受けた後、各常任委員会に付託します。

また、認定第1号から第6号につきましては、本日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会及び水道事業会計決算審査特別委員会を設置していただき、各特別委員会に付託したいと思いますので、御了承を願います。

なお、議案第23号から第27号までの議案及び請願第3号については、9月13日、14日、19日の3日間、各常任委員会で審議をしていただき、認定第1号から第5号については、9月6日、7日、10日の3日間、一般会計・特別会計決算審査特別委員会で審査をしていただき、認定第6号については、9月11日、12日の2日間、水道事業会計決算審査特別委員会で審議をしていただき、9月20日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 承認第10号

○議長（原中 政廣君） 承認第10号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案書1ページをお開きください。

承認第10号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についての専決処分について御説明申し上げます。

本件につきましては、平成30年5月28日に発生いたしました、公用車の事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年6月19日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

本件に係る損害賠償の額は8万2,858円でございます。事故発生の日時は、平成30年5月28日午後4時20分ごろで、場所は飯塚市椿89番地9地先、ホームプラザナフコ飯塚南店駐車場でございます。

事故の概要は、本町総務課職員が施設の修繕に使用するための消耗品購入のため、当該店舗に出張し、駐車場に駐車しようとしたところ、後方に駐車中の車両に気づかず、接触をしたものでございます。

次に、損害の状況につきましては、物的損害については、相手方車両の後方部分の損害のみでございます。人的損害については、相手方、町側ともございません。

次に、事故発生の原因は、職員が駐車時に後方確認を怠ったことが原因でございます。また、示談の内容につきましては、この事故に係る過失割合は、町100%相手方ゼロ%で、双方の割合に基づき、町は相手方の物的損害額8万2,858円を相手方に支払い、双方は本件事故について、今後、いかなる事情が発生しても、裁判上または裁判外において、一切の異議申し立てまたは請求をしないという示談内容でございます。

なお、本件における賠償金8万2,858円の支払いにつきましては、町が加入しております公有自動車共済の共済金として、全国自治協会より本年6月22日に全額支払いが行われたところでございます。

損害額及び賠償負担額の区分、事故現場の見取り図につきましては、3ページに記載いたしております表及び図により、お示しをいたしておりますので、御閲覧をお願いしたいと思います。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません。お尋ねします。

後方に駐車中の車両に気づかずということですが、役所の車はバックしていたんですか。それとあと一つ、このお金、物的損害額として8万2,858円を相手方に支払うということですが、この算定基準はどういうふうにしたんですか。もう車を修理屋さんに出すんじゃないかと、相手にお金を払って、相手方がそれからその修理屋さんに出すんですか。修理屋さんに出すのかなと思ったけど、相手方に払う、そしたらそのお金8万二千、細かいところまで出ていますけど、どういうふうにして決まったのかなと、疑問に思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

まず、相手方に支払いました8万2,858円でございますが、これは3ページのほうの損害額及び賠償負担額の括弧区分というところに記載をいたしておりますとおり、車両の修繕費として修繕を行いました、いわゆる修繕の業者さんといいますか、そこに実際、かかった費用の実額を支払っているところでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○総務課長（山邊 久長君） バックしてたらという質問でございますが、そのとおりでございます。

○議長（原中 政廣君） はい。

○議員（5番 吉川紀代子君） そしたら、ここに書かれておるですね、相手方に支払うって書いてある、私はね、被害者の方にね、支払ったのかなと思ったんですけど、その修理をした会社、修理屋さんにお金を払ったということなんですね。ちょっと文面が違いますですね。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 今ですね、課長の説明では、ナフコに買い物に行ったと、物品をですね。そこでこういう事故が起こったということだったんですが、確認したいと思ったんですけど、どっかに目的地があって、そこに行った帰りにナフコに寄ったとか、ナフコに寄って、どっか目的地に行くために寄ったとかいうことじゃないですね。あくまでも目的地はナフコで、そこに行って帰ってきて、その間に事故に遭ったという報告を受けたんで、そのとおりでいいんですか。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） そのとおりでございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 金額こそ少ないからですね、余り問題ないと思うんですが、この事故を起こした当事者ですね、職員の方ですね、この方に対する罰則とかあるんですか。始末書を書くとか幾らかなりのお金を払うとか、そういうのがあるかどうか、それを確認をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

まず、口頭での嚴重注意ということはいたしております。始末書等の書面による提出等は促してはおりません。

○議長（原中 政廣君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第7. 承認第11号

○議長（原中 政廣君） 承認第11号平成30年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 承認第11号平成30年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

承認第11号につきましては、平成30年度一般会計において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年7月13日付で専決処分を行いましたので、本9月議会において報告し、御承認をお願いするものです。

それでは、平成30年度の桂川町一般会計補正予算書（専決第1号）の予算書1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億852万5,000円とするものです。

第2条の地方債補正につきましては、4ページの第2表地方債補正で説明いたします。第2表地方債補正でございます。災害復旧債60万円の追加は、農林水産業施設災害復旧事業における町負担に対するものでございます。

8ページをお開きください。歳入予算について説明いたします。

10款1項1目地方交付税3,706万7,000円の計上は、財源調整によるもの、次の9ページ、15款2項8目災害復旧費県補助金833万3,000円の追加は、農林水産業施設災害復旧費県補助金及び農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費県補助金によるものです。

次の10ページ、21款1項7目災害復旧事業債60万円の計上は、農地農業用施設災害復旧事業債です。

次に、歳出でございます。11ページをお開きください。

11款2項1目農林災害復旧費3,900万円の追加は、農地・農業用施設災害復旧事業にかかる測量設計委託費及び杉ノ木水路復旧工事ほか農道水路の閉塞等の応急工事によるもの。

次の12ページ、3項1目道路橋梁災害復旧費700万円の追加は、道路等の公共土木施設災害復旧にかかる測量設計委託費及び土砂撤去等、応急工事によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 質問いたします。

4,600万の歳入、そして4,600万の歳出ということですが、この4,600万の歳入の内訳で、地方交付税それから県の補助金、町債と上げられました。これはもう実質お金が入ってきてるわけですかね。

それとですね、あと一つ、11ページ、農業災害復旧費として委託料3,500万、そして工事請負費として400万円の計上がなされていますけれど、まず最初に、この3,500万の測量設計委託料で、これは場所、それは何か所もあるのですしたら、何か所か主なところだけでも教えてください。

次に、工事請負費400万、現年発生農地等災害復旧工事と書いてございますけれど、これは入札とかは、もう何もなくてやったのですか。そこら辺がよくわかりません。それから、これは場所はどこでしょうか。

同じく12ページで、工事請負費として200万が計上されています。これも同じように、場所とどのような工事なのか、ちょっとわかるように説明をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

歳入においてですけれども、現状、応急工事の申請を行っているところでございます。補助金については、まだ入ってきてない状況でございます。地方交付税については、予算等で説明しております財源留保額の中から、今回、この災害の4,600万に対する措置として、地方交付税措置をしておるところでございます。

歳出につきまして、ちょっとその箇所等については、建設事業課長のほうから報告していただきたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

まず、11ページ、農業災害復旧費について御説明いたします。13節委託料3,500万計上させていただいておりますが、箇所数は、桂川町、土師一、内山田を中心に50カ所を想定しております。その1カ所当たり70万かかるだろうというところで、平成24年度の実績を加味してですね、計上させていただいております。これには、ため池の設計調査測量設計費も含まれておりますけれど、高額なものになっております。

続いて、15節の工事請負費についてでございますが、400万円計上させていただいております。そのうちですね、杉ノ木水路の閉塞がございました。これにつきましては、緊急工事ということで随意契約で発注させていただいております。

続きまして、12ページの道路橋梁災害復旧費でございますが、15節200万円、工事請負費として計上させていただいております。これにつきましては、応急工事ということで、道路が閉塞した部分、特に小茶園白水線、ライスセンターの先の確井との町境のところ、それから堤原・柳ノ元線、ゆのうら体験の杜からちょっと近くなんですが、明日香園の近くの路線ですが、その部分の土砂の撤去等々に用いております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） はい、吉川君、漏れはないですか。いいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 先ほど、収入のほうで、国からの交付金はまだ入ってきてないわけですね。入ってきてないんですね。そしたら、この工事をされた方、随意契約とか何かおっしゃったから、そこにお金払うんですね。そしたら、この3,706万7,000円というお

金は、入ってくるであろうというもとに計上されるわけですね。そしたら、一般会計からこれを一応出しとって、入ってきたらちゅうことですかね、よくわからないけど、一応お金を出すときには、一般会計からお金を出しとって、後からこれが入ってくるっていうことですかね。

○議長（原中 政廣君） 副町長。

○副町長（森山 一平君） 地方交付税に関してはですね、これは一般財源の中に含まれるんですよ、税金とかと一緒に。年に4回でしたですかね、国から支払われています。なので、ほかの一般財源とまじって、キャッシュとして、現金としてですね、払えるところから払っていく形になりますので、そういう形で支払いはすることになります。

○議長（原中 政廣君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号平成30年度桂川町一般会計補正予算専決第1号の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第8. 議案第22号

○議長（原中 政廣君） 議案第22号福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第22号福岡県介護保険広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険法の一部改正により、県から保険者に権限が移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務等を変更するため、福岡県介護保険広域連合の規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

規約の変更につきましては、主な内容について御説明申し上げます。第4条及び別表第2は介護保険法の一部が改正され、在宅で過ごす要介護者のケアプランの作成等を行う居宅介護支援事業所の指定権限が、県から保険者へ移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援事業者に関する事務を広域連合の処理する事務に追加し、同法の改正による事業の見直しにより生じた文言を合わせて整理しているものでございます。

なお、参考までに、この規約の変更により桂川町が行う事務については、変更はございません。

第11条は、広域連合の執行機関等の組織の変更でございます。執行機関の人数を現状の支部長の人数に合わせ8人と明記し、広域連合長及び副広域連合長においては、支部長と兼務すると規定し、副広域連合長の職務は、広域連合長の職務を代理することを規定しております。

第12条は、広域連合の執行機関等の選任の方法の変更でございます。広域連合長の選任は、関係市町村の町のうちから選任することを規定しております。

第13条は、広域連合の執行機関等の任期の変更でございます。副広域連合長の任期は、広域連合長及び支部長と同様に、関係市町村の長としての任期とすることを規定しております。

附則ではございますが、この規約は、平成30年11月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号福岡県介護保険広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分より再開いたします。暫時休憩。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第9. 議案第23号

○議長（原中 政廣君） 議案第23号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について
を議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案第23号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
について御説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

提案理由といたしまして、平成30年度桂川町一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、
地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。
内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億
229万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,082万
2,000円に定めようとするものでございます。

5ページの第2表債務負担行為では、碓井・大分坑線バス路線維持負担につきまして、期間を
平成30年度から平成31年度まで、限度額を運行に関する契約書に規定する赤字補填金の額を
定めるものでございます。

次の6ページに、参考としまして、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての支出予
定額等に関する調書をつけております。

次の7ページ、第3表地方債補正につきましては、まず、今回新たに地方道路等整備事業債
630万円を追加しております。変更としては、地域活性化事業、公共事業等及び公営住宅建設
事業に係る地方債につきましては、対象事業費の決定見込みや社会資本整備総合交付金の内示等
に伴う限度額の変更をいたしております。災害復旧事業においては、農林水産業施設等災害復旧
事業及び公共土木施設災害復旧事業に係る2,470万円を追加、また、臨時財政対策債は決定
による限度額の減額を行っております。

次の8ページに、参考として、地方債の各年度末における現在高等の調書をつけております。

続きまして11ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目町民税の個人分879万円の追加、次の12ページ、2項1目固定資産税
1,191万1,000円の追加、次の3項1目軽自動車税71万9,000円の追加は、いずれ

も調定額の決定によるものです。

次の14ページ、9款1項1目地方特例交付金39万1,000円の追加は、決定によるものです。

次の10款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税の決定が去る7月24日になされ、当初予算では本年度交付予定額を16億4,248万4,000円と見込んでおりましたが、対前年度比2.5%減の16億4,508万6,000円の決定になりました。専決第1号補正における財源調整3,706万7,000円の追加と、今回の補正における普通交付税による予算調整1,819万8,000円の減額を合算しますと、補正後の普通交付税の予算上限額は15億9,712万9,000円となり、特別交付税2億円と合わせた地方交付税の補正後の額は17億9,712万9,000円となり、財源留保見込み額は4,795万7,000円となるものです。

次の16ページ、14款1項3目災害復旧費国庫負担金800万円の追加は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加によるものです。

次の2項4目土木費国庫補助金7,612万9,000円の減額は、国からの内示を受けました町営住宅二反田団地第1期建設事業ほか2件に係る社会資本整備総合交付金の減額によるものです。

次の18ページ、15款2項2目民生費県補助金31万8,000円の追加は、子ども医療費県補助金の過年度精算及び福岡県災害見舞金の追加によるもの、5目農林水産業費県補助金499万6,000円の追加は、優良家畜導入支援事業費県補助金、福岡の畜産競争力強化対策事業費県補助金、荒廃森林再生事業費県補助金によるもの、7目教育費県補助金23万3,000円の追加は、スクールソーシャルワーカー配置事業費県補助金によるもの、8目災害復旧県補助金1億6,690万円の追加は、農地・農業用施設の災害復旧に係る県補助金の追加計上によるものです。

次の19ページ、16款財産収入1項2目利子及び配当金8,000円の減額は、預金利子の利率決定によるものです。

次の20ページ、18款1項1目財政調整基金繰入金7,000万円の減額は、今回の補正において歳入が歳出を上回りましたので減額計上をいたしております。

次の2項1目住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金70万5,000円の追加は、当会計における29年度決算に伴う剰余金の受け入れによるものです。

次の22ページ、19款1項1目繰越金1億2,630万1,000円の追加は、6月定例議会で申し上げましたとおり、平成29年度一般会計の繰越額が2億2,041万2,988円で、このうち平成30年度に繰り越しました繰越事業に充当する財源3,411万1,459円を除いた実質的な繰越額は1億8,630万1,529円となっております。この実質的な繰越決定額と平

成30年度当初予算で計上しておりました繰越金6,000万円との差額1億2,630万1,000円を追加計上いたしております。

次の21款町債1項2目農林水産業債110万円の追加、3目土木債1,240万円の追加は、対象事業の決定及び決定見込みによるものです。6目臨時財政対策債83万2,000円の減額は決定によるもの、7目災害復旧事業債2,470万円は、現年発生補助災害復旧事業債の追加によるものです。

次の24ページから歳出でございます。歳出予算につきましては、職員の人件費につきまして、本年4月の人事異動に伴う予算の組み替え等によりまして全ての関係費目について整備いたしております。

それでは、内容についての説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費7万9,000円の減額は、職員人件費の整理によるものです。

次の2款総務費1項1目一般管理費17万1,000円の減額は、職員人件費の整理によるものです。

3目財産管理費69万3,000円の追加は、公共事業整備基金預金利子と歳入21ページで説明しました住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金を財源とする公共事業整備基金の積立金の計上によるものです。

6目企画費35万2,000円の追加は、自治基本条例推進委員の報酬、費用弁償及び地域おこし協力隊の活動車両の増によるものです。

次の10目諸費62万円の追加は、西鉄バス碓井・大分坑線28番系統の廃止に伴う補完措置であります嘉麻市コミュニティバス利用に対する補助制度の新設によるものです。

次の2項1目税務総務費78万8,000円の追加、次の28ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費355万1,000円の減額、次の3項1目監査委員費1万5,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

次の30ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費6万8,000円の追加は、職員人件費の整理及び職員給与費として繰り出ししております国民健康保険特別会計繰出金の整理もあわせて行っております。

3目老人福祉費361万1,000円の追加は、職員人件費の整理及び後期高齢者医療特別会計繰出金の職員人件費の整理に伴う追加計上によるものです。

4目重度障がい者医療費221万1,000円は、前年度県補助金の精算による返還金の計上によるもの、5目子ども医療費は財源組み替えを行っております。

6目ひとり親家庭等医療費28万9,000円の追加及び7目未熟児養育医療費57万9,000円の追加は、精算による前年度県補助金及び負担金の返還金の計上を行っております。

10目地域包括支援センター事業費1万2,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の32ページ、2項3目児童福祉施設費84万9,000円の追加は、椿児童遊園フェンス改修工事費の計上、次の4目子育て支援費269万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、5目土師保育所費235万8,000円の減額、6目吉隈保育所費10万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の33ページ、3項1目国民年金費560万円の追加、次の34ページ、4項2目人権センター運営費343万9,000円の減額、次の35ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費11万円の追加は、職員人件費の整理によるもの、次の4目健康づくり推進費15万7,000円の追加は、健康管理システム歯周病検診事業機能追加対応委託費によるもの、次の36ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費7万9,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の37ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費6万円の追加は、職員人件費の整理及び鉾害復旧かんがい排水施設維持管理基金預金利子積立金の計上によるものです。

次の5目畜産業費270万1,000円の追加は、優良家畜導入支援事業補助金及び福岡の畜産競争力強化対策事業補助金によるもの、次の6目農地費214万6,000円の減額は、職員人件費の整理によるもの、次の2項3目210万円の追加は、荒廃森林再生事業費の計上です。

次の40ページ、7款商工費1項1目商工総務費1万5,000円の追加、次の41ページ、8款土木費2項1目道路橋梁総務費300万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の2目道路橋梁維持費2,500万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業量等の調整によるものです。

3目道路橋梁新設改良費713万円は、財源組み替えを行っております。

次の42ページ、3項1目都市計画総務費26万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、次の5目都市再生事業費は、財源組み替えを行っております。

4項1目住宅管理費221万1,000円の減額は、職員人件費の整理によるもの及び町営住宅修繕料の追加によるもの、2目住宅建設費185万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の45ページ、9款1項1目非常備消防費2,000円の追加は、消防ポンプ自動車購入及び防災整備基金預金利子積立金の確定によるもの、次の46ページ、10款教育費1項2目事務局費106万円の追加は、職員人件費の整理及び臨時職員賃金の計上、次の47ページ、桂川小学校費1目学校管理費423万1,000円は、空調設備設計委託料の計上、2目教育振興費

620万円の減額は、少人数学級の実施に伴う対象学級数の確定による教職員数1名相当分の賃金の減額によるものです。

次の48ページ、3項1目東小学校学校管理費327万3,000円の追加は、空調設備設計委託料の計上、4項1目桂川中学校学校管理費415万1,000円の追加は、同じく空調設計委託料の追加計上、2目教育振興費700万円の減額は、少人数学級の実施に伴う対象学級数の確定による教職員1名相当分の賃金の減額によるものです。

次の5項1目桂川幼稚園費340万3,000円の減額、次の50ページ、6項1目共同調理場費8万8,000円の追加、次の7項1目社会教育総務費374万円の追加、6目王塚装飾古墳費4万5,000円の追加、7目図書館費1万5,000円の追加、次の8項3目総合体育館費1万9,000円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

次の54ページ、11款災害復旧費2項農林災害施設災害復旧費2億231万6,000円の追加は、農地等の災害復旧工事2億円のほか、災害事務費に要する費用の計上です。

次の55ページの3項公共土木施設災害復旧費1,240万円の追加は、道路等の災害復旧工事費1,200万円のほか、災害事務に要する費用の計上でございます。

次の56ページ、12款公債費1項1目元金73万3,000円の追加、2目利子305万5,000円の減額は、既発行地方債の利率の一部見直しや新規発行地方債の借入率の決定によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員会にかかわるものについては委員会で質疑をいただきたいと思います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 濟いませぬ、教えてください。5ページの債務負担行為というところで、この碓井・大分坑線バス路線維持負担金として限度額、運行に関する契約書に規定する赤字補填金の額と書いてありますけれど、この金額は幾らなんですか。嘉麻も、これ、支払うんですかね。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 債務負担行為の額につきましては、今ですね、ちょっと参考としまして、6ページの2行目になります、中間部分ですね、の592万7,000円。これは、西鉄バスが昨年からの協議の中で試算した合計額の桂川町の案分距離といいますか、の負担に対応する額の見込みを、参考としてですね、つけさせていただいております。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（５番 吉川紀代子君） この３０年から３１年、１年間にこれだけ払うんですか。年間。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 今、１年間ということですがけれども、１０月１日から、この西鉄バスの運行を継続しようとするものです。１０月１日から来年の９月３０日まで、この１年間の見込みとして、今５９０ということでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（５番 吉川紀代子君） いいですか。

○議長（原中 政廣君） はい。

○議員（５番 吉川紀代子君） そしたら、これは毎年変わっていくわけですかね。毎年、また話し合っていくか、何かよくわからないけど、そんなふうに。ずうっと、この５９２万７、０００円じゃないわけですね。その都度——決めるのはどういうふうにして決められるかわかりませんが——変わっていくちゅうことですね。その都度、話し合いをして決めていくんですね。当年、この１０月１日から来年の９月３０日までの分として５９２万７、０００円を支払うということですね。

嘉麻については知らないということですか。嘉麻市は幾らぐらい払うんですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうからお答えしたいと思いますけれども、先ほども課長が申しましたように、これはあくまでも参考の金額を上げています。で、実際的には運行してみないとですね、どれぐらいの赤字になるのかというのがわからないわけですね。ですから、実際にお金を支払う場合には、いわゆる実績に伴いまして、それによって支払いをするということになります。ただし、現在の時点でこの債務負担行為を組んでおかないと１０月からのバスの運行に支障が出ますので、そういう意味でこの計上をしているところです。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（７番 下川 康弘君） お尋ねをいたします。学校教育に関する問題ですんで、桂川小学校、桂川東小学校、桂川中学校の空調設備工事設計委託料、この合計するとですね、１、１６５万５、０００円ぐらいになりますね。これは１社に委託するのか、それとも各学校で別々の業者に委託するのか、教えていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうからお答えしたいと思います、まだ決定はしておりません。予算を確保して、そしてこれからということになります。

ただ、私どもが今いただいている情報としてはですね、今後、学校施設に対する空調設備、これを設置しようという動きが加速的になってくるだろうと予測されます。ですから、早く実施設

計等にですね、取り組んでいく必要があるということが一つと、もう一つは、そうなってきたときに、この設計事務所がですね、仕事量がふえて請け負いきれないというような状況も考えられます。ですから、私どもとしては、そういう意味では、大事な施設ですから、早期にそういう対応をですね、考えていきたいと思っています。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（7番 下川 康弘君） はい、結構です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） さっきの吉川議員の質問と重なるんですけども、碓井・大分坑線バス路線の廃止に伴う部分の補填金というか、これが減分になるわけでしょ。だから、その分の補填ということでもいいんでしょ。全額じゃないんでしょ、どうなんですかね。

○議長（原中 政廣君） 担当課長、原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） そうですね、全額ではございません。西鉄がこれだけの赤字が出るという部分の、桂川町の負担割合をお支払いするという内容でございます。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 要するに、今10本、1日に走っているとするじゃないですか。それが3本に減ったと。だから、その分の3分の2が赤字が出るんでということで理解していいですかね。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） いえ、そういう試算ではございませんで、今16便8往復を継続させようとした場合に、西鉄バスが試算したこの赤字の想定額が1,393万1,000円ということで、これの桂川町の負担割合が、今、予算書6ページに記載した見込みをつけさせていただいておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（9番 藤川 正恭君） はい、いいです。

○議長（原中 政廣君） あと何項目ありますか。

○議員（5番 吉川紀代子君） あと2つ。

○議長（原中 政廣君） 2つ。はい、どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません。今、藤川議員が質問されたことに関連しますけれど、ちょっと私の認識と違うようですので、もう一度確認したいと思います。

私は、この碓井・大分坑バス路線維持負担金というのはですね、27番の路線だと、そういうふうに理解していたんですよ。だから、27番路線の赤字の負担分だと思ったんです。28番は関係ないんだというふうに理解していますけど、それでいいですかね。

- 議長（原中 政廣君） それともう1項目、一緒をお願いします。
- 議員（5番 吉川紀代子君） 一緒でいいですか。
- 議長（原中 政廣君） はい。
- 議員（5番 吉川紀代子君） 濟いません。37ページに優良家畜導入支援事業補助金とか何か書いてありますけど、この優良家畜って何ですか。
- 議長（原中 政廣君） まず、原中課長からお願いします。
- 企画財政課長（原中 康君） 27番、債務負担分、そのとおりです。
- 議長（原中 政廣君） 次に、山本課長。
- 産業振興課長（山本 博君） 吉川議員の御質問ですけども、優良雌牛、繁殖雌牛を導入しまして、子牛の頭数をふやすというような事業でございます。こちら、繁殖雌牛の、定額ですけども、1頭当たり5万2,000円を定額としまして、9頭導入するというので、こちら46万8,000円計上しております。
- 議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。
- ただいま議題となっております議案第23号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第24号

- 議長（原中 政廣君） 議案第24号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
- 本案について内容の説明を求めます。平井税務課長。
- 税務課長（平井登志子君） 議案書9ページをお願いいたします。議案第24号について御説明申し上げます。
- 本議案は、平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。
- 提案理由といたしまして、繰越金等の予算計上に伴い補正の必要が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
- 内容につきましては、補正予算書にて御説明申し上げます。補正予算書1ページをお願いいたします。
- 本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万5,000円を追加し、予算の総額を297万8,000円に定めようとするものでございます。
- 6ページをお願いいたします。歳入でございます。
- 2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入2,000円の減額、2目住宅新築資金貸

付金元利収入2万1,000円の増額、3目宅地取得資金貸付金元利収入1万2,000円の減額は、調定額の決定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。3款繰越金1項1目繰越金69万8,000円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費70万5,000円の増額は、一般会計への繰出金でございます。

以上、簡略ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第25号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,618万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,031万4,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税478万9,000円の減額、7ページ、2目退職

被保険者等国民健康保険税 339万8,000円の減額は、6月の保険税の決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。4款1項2目調整交付金4,437万3,000円の増額は、財源調整によりお願いしております。

9ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金2,000円の減額は、担当職員の手当等の調整によるものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費26万8,000円の増額は、担当職員の手当等の調整によるものと、国保事務電算処理委託料の増額に伴うものでございます。

11ページをお願いいたします。7款1項3目償還金は、国庫負担金等の精算返還金として3,825万2,000円の増額をお願いしております。

12ページをお願いいたします。9款1項1目前年度繰上充入金233万6,000円の減額は、決定によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

これは、文教厚生委員会に付託しますので、議場でどうしても聞きたいことのみですね、質疑してください。どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 文教でいいです。

○議長（原中 政廣君） 文教でよろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） はい。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第26号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,411万円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目事務費繰入金7万6,000円の増額は、担当職員の手当等の調整によるものでございます。

7ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金47万円の減額は、決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。6款1項1目保険料還付金50万円の増額は、見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費7万6,000円の増額は、担当職員の手当等の調整によるものでございます。

10ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金47万円の減額は、決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。3款1項1目保険料還付金50万円の増額は、見込みによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第27号

○議長（原中 政廣君） 議案第27号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）につ

いてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 議案第27号について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。既にお手元に配付しております補正予算書にて御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いします。第2条は収益的収入及び支出でございます。この予算は、当初予算の第3条で定めた予算で、その補正を今回お願いしております。今回、収入におきまして、補正はございません。支出におきましては、1款水道事業費用の既決予定額から230万7,000円の減額をお願いし、補正後の額を2億1,185万7,000円に定めようとするものでございます。

次に、2ページをお願いします。収益的収入及び支出でございます。収入におきましては、補正はございません。支出におきましては、1款水道事業費用1項営業費用の既決予定額から230万7,000円の減額をお願いし、補正後の額1億9,534万5,000円に定めようとするものでございます。

内容についての説明は、3ページの補正予算説明書にて御説明させていただきます。

3ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出についてでございます。第1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の20万3,000円の減額、同じく2目配水及び給水費104万3,000円の減額、同じく4目総係費106万1,000円の減額については、4月の人事異動に伴う職員人件費の組み替え及び扶養手当の変更、共済組合負担金率の変更等によるものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。1時より再開いたします。暫時休憩。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第14. 認定第1号

日程第15. 認定第2号

日程第16. 認定第3号

日程第17. 認定第4号

日程第18. 認定第5号

○議長（原中 政廣君） 認定第1号平成29年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成29年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5件を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。坂井会計管理者。

○会計管理者（坂井 習司君） 平成29年度桂川町一般会計及び特別会計の決算について、認定第1号から第5号まで、一括して御説明をさせていただきます。

この議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

一般会計、特別会計の決算認定に当たりまして、議会に提出させていただいた資料は、平成29年度一般会計・特別会計決算書、平成29年度決算概要説明書、平成29年度決算に係る主要施策の成果に関する説明書、このほか、監査から示されました平成29年度歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成29年度決算に係る健全化判断比率等審査意見書でございます。御確認をお願いいたします。

それでは、決算概要説明書により御説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。平成29年度の決算について、総括的に示しておりますので、御一読をお願いしたいと思います。

2ページをお願いします。会計別総括表でございます。平成29年度の決算について、一般会計及び特別会計の予算現額、収入済み額、支出済み額、差引額をまとめております。また、参考といたしまして、前年度の決算内容と対前年度比率を併記しているところでございます。

平成29年度一般会計では、収入済み額57億503万4,020円、支出済み額54億8,462万1,032円で、差引額、いわゆる形式収支額は2億2,041万2,988円となりました。一般会計では継続費繰越し及び繰越明許がなされておりますので、このうち、翌年度に繰越すべき財源3,411万1,459円を差し引いた実質収支額は、1億8,630万

1,529円の黒字となっています。

一般会計と特別会計の合計は、収入済み額78億6,898万9,896円、支出済み額76億5,399万8,182円で、差引額は2億1,499万1,714円でございます。

なお、実質収支額は、1億8,088万255円となるものでございます。

3ページから8ページまでは、一般会計決算の状況でございます。款別にまとめておりますので、要点のみ御説明させていただきます。

3ページ、歳入でございます。

1款町税は、本町の自主財源の根幹をなすもので、収入済み額は11億6,280万2,214円、歳入全体の20.4%を占め、対前年度比3.2%の増でございます。収入割合のうち、対調定の94.1%は徴収率を示すものですが、徴収率と不納欠損につきましては、後ほど、別のページで御報告をさせていただきます。

2款地方譲与税は、本町では、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税の2税について譲与を受けております。収入済み額は5,507万8,000円、対前年度比0.6%の減でございます。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、それぞれ県税として徴収された一部が県民税の割合に応じて交付されたものです。対前年度比は、いずれも増となっております。

6款地方消費税交付金は、収入済み額2億1,235万3,000円、対前年度比0.9%の増でございます。

10款地方交付税は、収入済み額19億2,386万1,000円、前年度とほぼ同額で、このうち、普通交付税は前年度に比べて0.5%の増、特別交付税は3.6%の減となっております。

4ページをお願いします。12款分担金及び負担金は、保育料が主なもので、収入済み額は9,111万6,216円、対前年度比14%の減は、前年度計上していました介護予防事業分担金を、20款諸収入に移しかえたことによるものでございます。なお、保育料は、対前年度比2.3%の増となっております。

13款使用料及び手数料は、町営住宅使用料などの各種施設使用料及びごみ処理手数料、窓口手数料などで、収入済み額1億507万6,108円、対前年度比1.7%の減でございます。

14款国庫支出金は、収入済み額8億7,223万320円、ゆのうら体験の杜建設に係る地方創生拠点整備交付金、桂川駅周辺整備事業、町営住宅二反田団地建設事業などに係る社会資本整備総合交付金などの増により、前年度に比べて10%の増となりました。

15款県支出金は、収入済み額4億1,619万2,328円、平成29年度は、幸いにして、大きな自然災害に見舞われなかったことによる災害復旧費補助金の減などにより、対前年度比6.2%の減となりました。

次のページ、16款財産収入、収入済み額4,282万6,451円、旭ヶ丘団地売り払い収入は、平成28年度と同じ1区画分で、対前年度比1.1%の減は、主に県道豆田稲築線の新設に係る用地売り払い収入の減によるものでございます。

17款寄附金、収入済み額731万9,914円、ふるさと応援寄附金が、これまでの取り組みに加え、新たに、ふるさと応援寄附業務を郵便局に委託したことなどにより、対前年度比216.5%の大幅な増となっております。

18款繰入金、収入済み額723万5,002円、対前年度比96.8%の減は、桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金の減によるものでございます。

19款繰越金は、前年度からの繰越明許分と合わせまして、収入済み額1億8,155万2,328円、対前年度比9.7%の減でございます。

20款諸収入は、収入済み額9,635万261円、対前年度比37.7%の増は、12款分担金及び負担金で御説明いたしました介護予防事業費等事業費配分金の移しかえ、及び県道豆田稲築線新設にかかわる遺跡発掘調査費負担金などの増によるものでございます。

21款町債は、収入済み額4億7,229万8,000円、対前年度比は69.3%の増でございます。

以上、一般会計の歳入合計は、収入済み額57億503万4,020円で、前年度に比べて1.3%増加しております。

6ページをお願いいたします。これより歳出でございます。

1款議会費は、支出済み額6,670万6,404円で、議会にかかわる経費を支出しております。

2款総務費は、支出済み額8億2,320万6,239円、ゆのうら体験の杜施設の建設や地域おこし協力隊の運用に関する事業、ふるさと応援寄附に関する事業などを行っています。また、積立基金などの減により、対前年度比1.8%の減となっております。

3款民生費は、支出済み額21億7,302万7,288円で、歳出全体の39.6%を占め、対前年度比0.6%の増でございます。各種福祉計画の策定、「ひまわりカフェ」の開設、子育て短期支援事業に取り組むなど、福祉、医療、子ども・子育て支援などの各種事業を行っています。

次のページ、4款衛生費は、支出済み額4億7,618万2,933円、対前年度比は4.3%の減でございます。各種健診、予防接種などの健康管理や健康増進、ごみ処理など生活環境を保持するための事業を行っています。

5款労働費は、支出済み額3,159万8,261円、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料及び同補助金が主なものでございます。

6款農林水産業費は、支出済み額9,515万4,035円、青年就農者の拡大を目的とした青年就農給付金事業、森林環境を整備するための荒廃森林再生事業及び湯ノ浦ため池改良工事などを行っております。対前年度比49.8%の減は、主に農業6次産業化事業関連経費の減によるものでございます。

7款商工費は、支出済み額1,696万7,123円、桂川町商工会への助成、プレミアム付商品券発行事業に係る補助などを行っております。プレミアム付商品券は、平成28年度と同じく、プレミアム率10%、発行総額3,300万円となっております。

8款土木費は、支出済み額6億2,911万9,097円、対前年度比38.2%の増でございます。社会資本整備総合交付金を活用した道路橋梁新設改良では、主に山崎上深町線道路新設工事を、桂川駅周辺整備では、防災調整池水路工事などを行っております。また、町営住宅二反田団地建設工事では、第1期建設工事管理業務委託及び第1期建設工事を施行しております。

9款消防費は、支出済み額2億3,052万5,878円、飯塚地区消防組合負担金が主なもので、平成29年度は、災害活動に迅速な対応をするために、桂川町消防団にデジタル無線機を配備いたしております。

8ページをお願いします。10款教育費は、支出済み額5億1,059万4,278円、義務教育に係る経費や住民センター、王塚装飾古墳館などの社会教育施設の維持管理経費が主なものでございます。学校教育では、平成29年度も引き続き、学力アップ推進事業や少人数学級の実施、土曜学習塾の開設など、教育環境の充実に向けた取り組みを行っております。文化財振興では、平成28年度から実施しました県道豆田稲築線道路新設に伴うコノマ地域の遺跡発掘調査が終了いたしております。また、図書館では、館内に授乳スペースを新設するとともに開館日をふやすなど、利用者の利便性の向上を図る取り組みを行っております。

11款災害復旧費は、支出済み額30万573円、平成29年度は大きな自然災害に見舞われることがなく、対前年度比99.1%の減でございます。

12款公債費は、支出済み額4億3,123万8,923円です。このうち、償還元金は4億30万5,908円、対前年度比2.4%の減となっております。

以上、一般会計の歳出合計は、支出済み額54億8,462万1,032円で、前年度に比べて0.6%増加しております。

次のページ、ここに町税の徴収実績をまとめております。徴収実績の合計では、徴収率が現年課税分98.9%、滞納繰越分23.2%、合計94.1%で、前年度に比べて、1.4ポイント高くなっております。

10ページをお願いいたします。これより特別会計でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入合計で、収入済み額477万2,381円です。次

のページ、歳出合計は、支出済み額407万3,249円、実質収支は69万9,132円の黒字決算です。平成28年度に、桂川町住宅新築資金等貸付事業基金条例を廃止し、同基金を公共事業整備基金に積み立てていますが、平成29年度では、基金からの繰り入れが皆減となったため、歳入歳出ともに大幅に減になりました。

12ページをお願いします。土地取得特別会計は、実質的な事業がございましたので、歳入歳出決算額はともに3万5,957円、差引残額はゼロ円となっております。

14ページをお願いします。ここから国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険特別会計は、歳入合計で、収入済み額19億7,483万7,788円です。

16ページをお願いします。歳出合計は、支出済み額19億8,278万8,754円、差し引き795万966円の歳入不足を生じ、赤字決算となりましたので、翌年度歳入の繰上充用金で措置しておりますが、今年度の単年度収支では黒字に転じましたので、累積赤字額は、前年度に比べ6,581万3,591円、大幅に改善されております。

次のページ、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入合計で、収入済み額は1億8,430万9,750円となっております。

18ページをお願いします。歳出合計は、支出済み額1億8,247万9,190円で、実質収支は183万560円の黒字決算です。

次のページ、ここでは、一般会計及び特別会計の不納欠損についてまとめております。

地方税法第15条の7第4項執行の停止が3年間継続したもの、同じく第5項納税義務者が死亡または継承者がいないもの及び法人が倒産し、事業再開の見込みがないもの、同法第18条第1項及び地方自治法第236条第1項徴収権を行使できる日から5年間経過をしているものの規定により処分を行ったものでございます。不納欠損は、全体で延べ2,071件、4,008万9,019円となっております。

以上、平成29年度一般会計及び特別会計の決算について、簡略ではございますが説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 監査委員による決算審査の説明は、この後、一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置をし、付託いたしますので、特別委員会で説明をしていただきます。

日程第19. 一般会計・特別会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（原中 政廣君） それでは、ただいま議題となっております認定第1号から第5号については、総務経済建設委員から3名、文教厚生委員から3名、計6名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月6日、7日、10日の3日間で審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から5号については、6名の委員で構成する一般会計・特別会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、一般会計・特別会計決算審査特別委員について、各常任委員会で選出し、委員長、副委員長の選出もあわせて行います。

暫時休憩といたします。

午後1時20分休憩

午後1時30分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、会議を開きます。

ただいま設置しました一般会計・特別会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済建設委員会から竹本慶吉君、林英明君、北原裕丈君、文教厚生委員会から藤川正恭君、大塚和佳君、吉川紀代子君の6名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名を、一般会計・特別会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に竹本慶吉君、副委員長に藤川正恭君がそれぞれ選出されていますので、あわせて報告いたします。

日程第20. 認定第6号

○議長（原中 政廣君） 認定第6号平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 認定第6号平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

議案書の18ページをごらんください。

本決算は、地方公営企業法30条第2項の規定に基づき、平成30年7月10日から7月13日までの4日間をかけ、桂川町監査委員により精力的な審査をいただき、決算の審査意見書をいただいたところでございます。このことを踏まえまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に、平成29年度桂川町水道事業会計決算書とあわせまして、監査委員の所見として提出いただきました平成29年度桂川町水道事業会計決算審査意見書も配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算の内容説明を、平成29年度桂川町水道事業会計決算書により、要点のみ、簡略に御説明させていただきます。

最初に、決算書の9ページをお願いします。

平成29年度桂川町水道事業の概況報告でございます。本件、報告金額の消費税の取り扱いに関しましては、収益的収支については消費税抜き、資本的収支については消費税込みの金額となっておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

平成29年度の有収水量は132万4,566m³で、前年度比較1万100m³の減となっております。また、給水戸数は5,929戸で、前年度比較26戸の増加となっております。

水道事業収益は2億942万2,154円で、前年度比較すると292万4,436円の減少となっております。主な原因は、給水収益が128万8,176円減少したこと等によるものでございます。

次に、水道料金の未収金については362万1,430円で、前年度と比較すると、9万2,920円の減額となっております。

水道事業費用における支出は1億7,583万1,358円で、前年度比で196万4,211円の減額となっております。

今年度の不納欠損は14件です。その内訳は、債務者が死亡したもの2件、所在不明によるもの7件、その他5件で、4万5,430円となっております。

収益的収支の決算状況では、当年度純利益として3,359万796円となりました。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益3,359万796円に、前年度繰越利益剰余金4,588万2,851円を合わせました7,947万3,647円を計上しました。この当年度未処分利益剰余金につきましては、一部を減債積立金及び建設改良積立金として処分、積み立てをした上で、次年度へ繰り越します。

資本的収支の収入はありません。

支出は1,974万1,918円となり、その不足する額1,947万1,918円は、過年度分損益勘定留保資金1,494万1,179円と当年度分損益勘定留保資金449万8,387円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30万2,352円で補填をしました。

なお、事業の詳細につきましては、10ページ以降に記載しておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

前に戻っていただきまして、1ページをお願いします。

平成29年度桂川町水道事業決算報告書でございます。計上いたしております金額は、消費税込みの金額となっております。

最初に、収益的収入でございます。上段、表中の左から6列目、決算額について説明させていただきます。

第1款水道事業収益は2億2,536万8,016円で、内訳としまして、1項営業収益、水道使用料等の収益2億1,578万3,490円、2項営業外収益、預金利子及び長期前受金戻入、雑収益等の958万4,526円でございます。

次に、収益的支出でございます。下段の表中、左から10列目、決算額について説明させていただきます。

第1款水道事業費用の決算額は1億9,146万7,761円で、内訳としまして、第1項の営業費用は、職員等の人件費、浄水場の動力費、修繕費、ろ過器、汚砂上げに伴う工事請負費等の費用で1億7,498万5,071円、第2項の営業外費用は、企業債利息に係る費用及び消費税で1,648万2,690円でございます。

2ページをお願いします。

資本的収入でございます。上段においてお示ししておりますとおり、資本的収入の決算額は、企業債の借り入れや国庫補助の受け入れもございませんので、ゼロ円となっております。

資本的支出でございます。下段、表中、左から9列目の決算額について御説明します。

第1款資本的支出の決算額は1,974万1,918円で、主な支出は、第1項建設改良費の浄水場送配水ポンプ等の交換に伴う固定資産購入費等で408万1,752円、第2項企業債の元金の償還金1,566万166円でございます。

3ページをお願いします。

平成29年度桂川町水道事業損益計算書でございます。計上金額は、消費税抜きの金額となっております。

この表は、ただいま説明いたしました決算において、年間の経営活動の状況をまとめたものでございます。

当年度の純利益は、右下から4行目に記載しておりますとおり、3,359万796円の黒字となり、前年度から繰越剰余金4,588万2,851円を加えた当年度分の未処分利益剰余金は、7,947万3,647円となっております。

次に、4ページを飛ばしまして、5ページをお願いします。

これは今、説明いたしました剰余金の処分計算書でございます。本件は、桂川町水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項及び第2項の規定によりまして、未処分利益剰余金

7,947万3,647円は、将来の企業債償還に充てるための減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円として積み立てた上で、5,947万3,647円を平成29年度の繰越利益剰余金としております。

6ページをお願いします。

平成29年度桂川町水道事業貸借対照表でございます。計上金額は、消費税抜きの金額となっております。

資産の部では、1の固定資産、2の流動資産と合わせました資産合計額は、右下1行目に記載しておりますとおり、16億3,230万184円となっております。

7ページをお願いします。

負債の部では、3、固定負債、4、流動負債、5、繰り延べ収益と合わせました負債の合計は、右下に記載しております、5億8,368万3,985円となっております。

8ページをお願いします。

資本の部では、6の資本金、7の剰余金と合わせました資本合計は、右下から2段目に記載していますとおり、10億4,861万6,199円となります。

7ページの負債合計と合わせました負債資本合計は、右下に記載していますとおり、16億3,230万184円となり、6ページの資本の部の合計と整合しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計決算の内容の説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 監査委員による決算審査等の説明は、この後、水道事業会計決算審査特別委員会の設置をし、付託いたしますので、特別委員会で説明をしていただきます。

日程第21. 水道事業会計決算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（原中 政廣君） それでは、ただいま議題となっております認定第6号については、総務経済建設委員から2名、文教厚生委員から2名、計4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、地方自治法第98条を付与し、9月11日と12日の2日間で審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号については、4名の委員で構成する水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条を付与し、会期中に審査することに決定しました。

ここで、水道事業会計決算審査特別委員について、各常任委員会で選出し、委員長、副委員長の選出もあわせて行います。

暫時休憩といたします。

午後 1 時45分休憩

午後 1 時57分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、引き続き会議を開きます。

ただいま設置しました水道事業会計決算審査特別委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済建設委員会から竹本慶吉君、下川康弘君、文教厚生委員会から青柳久善君、吉川紀代子君の4名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4名を水道事業会計決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員長には青柳久善君、副委員長に下川康弘君がそれぞれ選出されていますので、あわせて報告いたします。

日程第22. 報告第4号

○議長（原中 政廣君） 報告第4号健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 報告第4号健全化判断比率の報告をいたします。

議案書の19ページをお開きください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、平成30年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見書をつけて報告するものです。

報告書の4つの指標は、平成29年度決算に係る数値を基礎として算定したものです。

それでは、実質赤字比率から説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得特別会計、いわゆる普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますが、平成29年度は1億8,665万1,000円の黒字でございましたので、実質赤字比率はございません。

ちなみに、本町の標準財政規模は32億8,142万1,000円となっております。

次の連結実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の3つの特別会計の実質赤字額を加えた額の標準財政規模に対する比率でございますが、これも平成29年度は6億3,518万8,000円の黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。

次の実質公債比率は、普通会計の公債費に、一部事務組合に対する負担金や繰出金等を加えた

町が負担すべき実質的な公債費に係る一般財源の標準財政規模に対する比率でございますが、4.1%となっております。

次の将来負担比率は、普通会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町が将来負担すべき債務は、当算定においては、国から配分される地方交付税や町の基金等で賄われるため、実質的な負担はゼロ円となりますので、発生しておりません。

なお、ただいま報告しました4指標は、議案書19ページの中段にお示ししております健全化判断比率報告書の表の中、括弧内に示しております早期健全化基準の数値を大きく下回っており、財政の健全化を保っております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23. 報告第5号

○議長（原中 政廣君） 報告第5号資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 報告第5号資金不足比率の報告を行います。

議案書の20ページをごらんください。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度桂川町水道事業会計決算に基づき、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査を付し、その意見をつけて、当該資金不足比率を議会に報告するものでございます。

次のとおり、資金不足比率の報告を行います。

特別会計の名称、桂川町水道事業会計。資金不足比率について、資金不足はございません。

以上、簡略ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24. 請願第3号

○議長（原中 政廣君） 請願第3号桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備

設置を求める請願を議題といたします。

本件について紹介議員の趣旨説明を求めます。吉川紀代子君。

○議員（５番 吉川紀代子君） 請願書について説明いたします。請願者は、桂川町寿命１９６の１、川上信子さんです。請願の趣旨は、桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室にエアコンを設置してほしいというものであります。

請願書の朗読をもって提案とさせていただきます。

２０１８年８月２７日、桂川町議会議長原中政廣殿、請願人、桂川町寿命１９６の１、川上信子、紹介議員、吉川紀代子。

桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求める請願。

１、請願の趣旨、桂川中学校や桂川小学校、桂川東小学校に通っている子供たちは９６６人です。子供たちは室内温度３０℃から３５℃、ひどいときは４０℃という過酷な状況で勉強しています。熱中症で倒れる子供が毎年出ていると聞きました。よって、子供たちが涼しい教室で勉強できるように請願するものです。

２、請願事項、全教室に空調設備の設置をしてください。

３、署名について、「めっちゃ暑い教室にエアコンをつけて」の署名４２９人分を、桂川町長、井上利一様に提出しています。

以上。

以上、地方自治法１２条の規定に基づき請願書を提出します。

以上をもちまして、説明を終わります。ぜひ、採択していただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの吉川議員の説明に対し、質疑はありますか。竹本君。

○議員（８番 竹本 慶吉君） ただいま吉川議員のほうから意見書として出されたんですけども、この請願につきましては、もう２年ほど前から、既にこの桂川町議会では議題となっており、その都度内容も進めてまいりました。本日、施政方針として町長のほうからも報告があったように、既に実施設計といえますか、予算化を組んで、あとは実施するばかりという状態になっております。

で、この意見については、各議員がほとんど賛成の意思を表示されておりますので。あえて殊さら、ここで請願を起こされる必要はないのではないかなというふうに考えております。もう議会も総意は決まっておりますし、執行部の井上町長のお考えも、これはやらなきゃならないという約束として実施計画の設定に入っておられるということもありますので、これは後ほど付託されるであります委員会の方で善処されるべきものではないかなと、私はそういうふうに思料いたします。

○議長（原中 政廣君） 青柳君。

○議員（10番 青柳 久善君） 今、竹本議員が御説明ありましたように、この問題は、もう既に2年前から文教厚生委員会で、いろんな意味で協議をしてきているわけですよ。そして、今もう設計をする段階まで来ておるのに、この請願を出されたというのは、ちょっと不思議な感じがするんですが、川上信子さんが請願人で、紹介議員が吉川議員ですね。この請願書を見ますと、3番目に署名についてというところに、「めっちゃ暑い」という表現を使われているんですけどね、これは公文書として、「めっちゃ暑い」という表現をするべきかなと、私は非常に何か不信に思うんですけどね。請願書にふさわしい、「めっちゃ暑い」という表現は、私は、それにふさわしくないと、公文書で出されるのは。

そういうところが感じられるんで、私はこの問題は、内容は賛成ですけどね、この請願書自体に私は反対いたします。

○議長（原中 政廣君） それでは、吉川君、今の質疑に対してお願いします。考え方で……。

○議員（5番 吉川紀代子君） 私の説明をいたします。

2年ほど前から、このことは論議されてきたと、そういうふうにおっしゃいましたけれど、私の記憶にはございません。たびたび、そういう要求は一般質問等でしてまいりましたけれど、なかなかそれが前に進まないという状況にありまして。ことしの夏は、また特に暑過ぎる。それまでも多くの方から教室にクーラーをつけてほしいという要求はありました。しかし、それがなかなか前に進まないというところで、こういう署名に至ったというふうに私は承知しております。

先ほど青柳議員が、「めっちゃ暑い」という表現について、この請願にふさわしくないとということでもありますけれど、私は、これは子供たちがはっきりと、「めっちゃ暑い」という言葉をたびたび使っております。それで、これは署名に対してのスローガンでありまして、めっちゃ暑い、その教室につけてほしい、そういう子供たちの切なる言葉、心から湧き出た言葉であって、私が取ってつけた言葉ではないということを申し添えて、私の説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号は、会期中、文教厚生委員会に付託をいたします。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時13分散会

平成30年 第3回(定例)桂川町議会会議録(第2日)

平成30年9月20日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成30年9月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第1号 平成29年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成29年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定

日程第3 議案第23号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第24号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

日程第5 議案第25号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第26号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第27号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第8 閉会中の継続審査申し出について

請願第3号 桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第1号 平成29年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成29年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

- 認定第5号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定
日程第3 議案第23号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
日程第4 議案第24号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第25号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第6 議案第26号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第7 議案第27号 平成30年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第8 閉会中の継続審査申し出について
請願第3号 桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求める請願

出席議員(10名)

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 杉村 明彦君	4番 大塚 和佳君
5番 吉川紀代子君	6番 北原 裕丈君
7番 下川 康弘君	8番 竹本 慶吉君
9番 藤川 正恭君	10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君

子育て支援課長 …………… 秦 俊一君 水道課長 …………… 古野 博文君
学校教育課長 …………… 北原 義識君 社会教育課長 …………… 尾園 晃君
社会教育課長補佐 ……… 原田 紀昭君

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（原中 政廣君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。4番、大塚和佳君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 4番、大塚です。一般質問通告書どおり質問いたします。

質問する前に、町長と議員の任期はあと2カ月を切った段階での質問になりますので、今からの質問に対して答えられる範囲でですね、回答をお願いしたいと思います。

では1点目の各学校のエアコン設置についてで、私は何年も前からこの問題について、このごろの暑さは異常であり、嘉麻市は全ての学校、飯塚市も一部の学校ではエアコンが設置してあり、今後は計画的にエアコンを設置していくとして、今まで桂川町だけが補助金がなければ設置できないとの町長の回答でした。

近隣の学校との教育環境を同じにするべきで、早く桂川町の子供たちの命を守るため、町内の小中学校にエアコン設置をすべきであるとずっと言ってきました。今回の補正予算に空調設備工事設計委託料を計上していただきありがとうございました。

町長に確認ですが、行政報告の中で町長が言われた国においても早急な対応に言及するなどの動きがあったとして、今回委託料の予算を組まれたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 4番、大塚議員の御質問にお答えしたいと思いますが、まずただいまの質問の中で、補助金がなければ設置できないという、そういう趣旨のことを言った記憶はございません。いわゆる財源の確保、これを優先的に考えるべきだということでこれまで再三申し上げてきました。

今回の分につきましても行政報告で申し上げましたように、ことしの夏の異常な暑さ、危険な暑さと言われるほどの猛暑日が続きました。こういった状況を見たときに、やはり早急に対応すべきだということで、今回の補正予算の計上にも至っているところです。

この考え方につきましては、先ほど議員が申されましたように、国においても同じような状況

で対応をしていると、そのように申し上げたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） では、今、町長が言われました財源確保ということでございますけれども、今まで予算の計上をしてほしいと私も何度も何年もお願いしてきた経緯がありますが、補助金が見つからない、財源確保できないということで毎回回答いただいておりますが、今回は国においても早急な対応に言及するなどの動きがあったとは、補助金の予定ができたので、空調設備設計委託料を組まれたのではないかとということで私は思っておりますが、その考え方でよろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現状から考えまして、全国的にそういう動きがありますし、国のほうからも今後の町の取り組み、計画について、いろんな調査物が来ております。また、先日の新聞では、安倍総理大臣が全国の小中学校の教室に来年の夏までに、エアコン、クーラーを設置するというような発言もあったところです。

こういった状況を考えてときに、これは一つの判断ですけれども、今後このエアコン設置についての需要が高まってくるものと思われまます。そうしますと、町のほうで予算があつて、計画があつても、なかなか、例えば製品が手に入らない、あるいは業者が見つからない、そういうようなことも考えられますので、そうならないように早目に取り組んでいきたいということで、実施設計委託料について今回の補正予算計上をしたところでございます。

ですから、私としましては何とかですね、来年の夏までに間に合うような、そのような取り組みをしっかりとやっていくべきだと、そのように思っているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 来年の夏までにしたいということでございますけれども、前回、3月の補正でですね、幼稚園のエアコンの補正が通ったということでございますけれども、それはあくまでも補助金がついたということでですね、今年度設置されておりましたが、町長、11年目にやっと幼稚園のエアコンの設置の必要性がわかっていただいたというふうなことじゃないかなと思います。

今まで、幼稚園に通園させていた保護者の方、3歳から5歳児の保護者の方々が長年要望してこられた幼稚園エアコン工事が予算として約914万円が、この金額だったら補助金を当てにせず、もっと早く実施してほしかったのではないかとというふうなことを思っているのではないかと私は思っております。

続いてですね、今後の計画についてでございますが、今のところ6月の議会で各学校のエアコン設置をするための金額を質問したところ、教育長の回答ではですね、補助金の申請はしたが、

学校ごとにエアコンを設置する教室の総面積と概算工事費を記載した設計計画事業一覧を提出しているが、設置箇所等により変わる可能性もあるので、金額などは回答できないということでした。

今回の補正予算に、各学校の空調設備工事設計委託料が計上されていますが、町長が先ほど言いましたように、ことしの7月からの猛暑は命の危険があり、テレビ等で毎日報道され、エアコン設置の必要性を理解されたと思っておりますし、最大でこのくらいの金額が要ると理解されての空調設備工事設計委託料の予算計上ではないかと思えます。

そこで、今回の実施設計を今年度中に終われば、来年度に向けてですね、どのようにしていくか、今後の計画をですね、わかれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、先ほどの幼稚園の保護者の皆さんの話として、これくらいの金額だったら補助金がなくてもできるんじゃないかという御発言がありました。

たしか事業費としては約800万円ぐらいだったと思うわけですが、私は基本的には、やはりこれくらいならいいじゃないかという考え方は持っておりません。

どこでこれくらいの線を引くのか、これは非常に難しいことでありますし、議員も財政の係長をされたこともあるわけですから、自治体の場合、基本的には総計予算主義、いわゆる予算に合わせて事業を行うという、全ての経費は予算にのせるということ。

それから、もう一つはですね、やっぱり最小の経費で最大の効果を上げる、これが基本中の基本です。ですから800万ぐらいいいじゃないかということではなくて、その800万もですね、国の補助金があれば半分に少なくなるわけです。半分近くに。そうしますと、残った400万は別の事業に使えるわけですよ。

ですから、その考え方、これぐらいならいいじゃないかという考え方はですね、私はいわゆる健全財政を維持するという立場からはできないと思っております。

それから、今、国に申請しております事業がありますけれども、教育委員会からの報告によりますと非常にきめ細かに調査が来ているようです。ですから、国も場合によっては、きょうが自民党の総裁選ですけれども、いわゆる国の補正予算、そういった可能性も十分あります。私としては、そういった事業にしっかりとるように対応していきたい。

今後の流れとしましては、今年度で設計が終われば当然のことながら来年度は設置工事費を計上する。そのための作業を進める必要があると、そのように思っています。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 今900万ということで、補助金が半額あったということでございましたけども、今回は質問に上げておりませんでしたけど、ゆのうら体験の杜がですね、1億

三千何百万かで、今から少なくとも500万か600万か年間維持費が要るわけですよ。そこら辺を含めたところで、九百何十万との比較をしたときにどう保護者の方が思われるかというのは私は思っております。町長と私の考え方の相違だと思えますけども、その件につきましてはいいんですけど、補助金の決定を待っている状況だということでございますけども、補助金は申請してもですね。どうなるかわからないという状況でございますので、決定しない場合の対応というのは何か考えてあるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきましては、それこそ私の任期もございまして具体的な回答は控えたいと思えますけれども、基本的にはそうならないように全力を尽くしていくということにしかないとします。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 一番最初に私も言いましたけど、今回一般質問が最後になりますので、任期もあるということでございますけども、お願いですけど、補助金の決定がない場合だったら今の町長の回答では、エアコン設置はどうかというふうな疑問を思われた方も多いと思いますので、私はですね、命にかかわる子供たちの暑さ、たまたま今9月になったら涼しくはなりましたけども、命を守る予算としてですね、来年の少なくとも6月中には補助金がつかなくてもですね、ぜひ早くエアコン設置をしていただきたいと思えますが、先ほども言いましたが、各学校のエアコン設置金額を私は教えていただいていませんので、どのぐらいの金額がかかるかはわかりません。

ただ、考え方としてですね、補助金がない場合でも、例えばですが、3校の学校のエアコン設置金額が合計で3億円ということであればですよ、3年であれば1年ごとに1億円の金額で計画的に3校の教室にですよ、小学校では1年目は1年生から3年生とか、要するに計画的に決めていけば経費試算はですね、少なくなるのではないかなと思っておりますので、そこら辺、任期がどうということを書いてありますけど、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

そういう方法も十分考えられると思います。しかしながら、そのときの状況というものもありますので、そういったものを鑑みながら十分検討、協議していく必要があると思えます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） また言いますけど、ゆのうら体験の杜の質問に対してですね、やっぱり設置した後に、40年か50年ぐらいはそこに建てておかなければいけない。そしたら毎年500万ぐらいつけば何億円もかかるというふうな費用対効果を考えたときですね、やはりど

ちらを裁定するかというのをぜひ今から私も含めて考えていかなければならないなと思います。

次の質問に行きます。学校や保育所の改築についてでございます。

まず子育て支援課長にお聞きしますが、保育所で土師保育所と吉隈保育所の建築年度と建築後の経過年数、耐用年数を教えていただきたいんですが。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 4番、大塚議員の御質問にお答えいたします。

土師保育所につきましてはですね、昭和53年に建築しておりまして現在40年経過しております。吉隈保育所につきましては、昭和54年建築で39年経過しておりますところでございます。

また、耐用年数についてはいろんな捉え方がございまして、減価償却費を算出するために税法で定められた法定耐用年数などがありますが、建築物のですね、実際の物理的な耐用年数を示すものではありませんので、鉄筋コンクリートづくりである保育所の場合は、通常の品質の場合であれば50年からおおむね80年ありまして、さらに長寿命化の補修改修等を行えば、さらに30年以上の物理的耐用年数を延ばすことができるというふうになっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 今回の回答はですね、税法上いろいろあって、50年から80年というふうな回答をいただきましたけども、平成27年3月の議会ですら、私は善来寺保育園は新築されているが、吉隈、土師はともに建築を35年以上経過し、施設が古いため十分な保育ができない状況で、保育料は町内同一料金です。次代を担う子供たちのためにも住みやすい町を目指す子供に優しい町として、地方創生で言われている地方の人口流出の防止策としても改築される予定はあるのかと町長に質問いたしましたが、町長は、そのときはですね、鉄筋コンクリートづくりの耐用年数が47年であり、10年以上あるが、今後の検討課題であるとの回答でございました。

今の子育て支援課長の回答ではですね、耐用年数が延びたように聞こえますけども、そことの整合性はですね、私はちょっと疑問に思いますし、そこでですね、町長にお聞きしたいと思うんですが、土師保育所、吉隈保育所の改築、新築は土師、吉隈の今の場所に建てかえをするか、また土師、吉隈の両方を一緒にするか、また幼稚園と保育園を一緒にする幼保連携認定保育園にするかなどを決めて計画を早くしておかなければ、先ほど言いますように47年ということであれば、土師ではですね、あと7年しかありません。

先ほどから言いますが、町長は平成27年3月に、10年以上あると、今後の検討課題であると回答されました。私も2年以上、回答をお待ちしておりましたけども……3年ですかね、前回の回答から3年たっておりますが、検討されているということであればですね、一応任期が切れ

るかもしれませんが、今までにどういうふうな計画をされてあったかということ——やはり善来寺保育園はあんだけきれいになってですよ、土師と吉隈は、旧態依然のコンクリートの上に何かちょっと板を張ったような古い、40年近くなること。施設の整合性も私はわかりませんので、どういうふうにですね、3年間検討されてきたかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思いますが、ちょっとその前にですね、先ほどの質問の中で、ゆのうら体験の杜について何か無駄使いといいますか、必要ないんじゃないかみたいな、そういうような発言がありましたけれども、私は決してそうは思っておりません。学校の教育施設も大事ですけれども、そういう体験学習を積む場所、これも大事だと思っています。ですから、そこは考え方の違いということかもしれませんが、何か誤解されやすいところですから、ぜひそのことを申し上げておきたいと思います。

私はゆのうら体験の杜は、これから先のまちづくりにとって大きな柱になる施設であると、そして大いに活用し、そして子供たちの健全な教育に役立てていく、その必要があるとそのように思っております。

それから保育所の件ですけれども、これもですね、議員が先ほど申されました、十分な保育ができない状態にあると、これは議員がそう思っているんですね。私はそう思っておりません。いろんな課題はあるかもしれませんが、保育士さんも含めて一生懸命保育にかかわっているし、子供たちも健やかに成長しているわけですから、そこだけを捉えてですね、コンクリートだから、板張りだからということだけを捉えて比較するのは、ぜひ視点を変えていただきたいと思っています。

それから耐用年数についてはですね、いろんなとり方があるんです。ですから、先ほどの課長の表現と違う部分があるかもしれませんが、その整合性については、ぜひ整合した上で回答できればと思っておりますけれども、現時点ではそういうとり方がいろいろあるということをお知らせしておきたいと思います。

それから、幼保連携についてはですね、これは非常に大きな課題があります。桂川町のこれからのあり方としてですね、私自身は幼保連携もありますし、もう一つは、学校の再編というものもあります。

ですから、そういう面ではいろんな課題がありますけれども、これはまさにこれからの桂川町の大きな課題であると思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） ゆのうら体験の杜のですね、私の発言と町長の考え方は違うということでございますけれども、私は出身が土師のほうで生まれて育って、今は土居におりますけ

れども、地元の方とちょっと回っておったらですね、なしてあそこちゅうのは、いろいろ御意見、それはいろいろありますよ。ただ、町長と私の意見は違うというのだけは私も理解いたします。

ただ、保育所の先生方が一生懸命されてあるのは、私は所長として2年間おりましたので、それはよくわかっております。ただ、施設が老朽化をして、窓を閉めるとにもですね、先生たちが危なくないような手段をされてあるとか、言いよったら切りがないんですよ。それで、ぜひ町長が先生方の意見を聞いて——今の施設で本当に安全に安心して子供たちを元気に預かって、元気に帰れるような施設にしてあるというふうな理解をされてあるようですけども、私はそれではないというふうに思っておりますので、見解の相違だということで、私も発言だけはしておきます。

では次、各学校の改築についてでございますが、学校教育課長に質問いたします。

小学校2校と中学校1校がありますが、保育所は、今先ほど言われたように耐用年数は私は47年とと思っていましたけど、いろいろ解釈で80年とかいうふうな話もありますが、学校の耐用年数を教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 4番、大塚議員の質問にお答えしたいと思います。

学校施設の耐用年数について、文部科学省学校施設の長寿命化改修の手引によると、建築物の全体の望ましい目標耐用年数として、学校の場合ですね、鉄筋コンクリートづくり、先ほど子育て支援課長も申しましたが、物理的な耐用年数としては、普通品質で50年から80年、長寿命化補修・改修を図れば、改修後30年以上物理的な耐用年数を延ばすことはできるというふうになっております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） では、先ほど言われている子育て支援課長と同じ回答ですけども、町長にですね、お聞きしたいんですが、前回の6月議会でですね、学校教育課長の答弁で、小中学校の建築年で最も古い建築物については、桂川小学校は、管理教室棟が昭和52年3月で41年経過、東小学校は、管理教室棟で昭和60年12月で30年経過、桂川中学校は、管理教室棟が昭和55年2月で38年経過となっているとのことでございますが、今後の計画を、今現在されてあるわかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。先ほども申し上げましたように学校施設のいわゆる改善等についてもですね、基本的なところで、まだまだ議論を協議する必要があると思っております。具体的な計画につきましては、現時点では未定でございます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（４番 大塚 和佳君） 未定ということでございますけれども、なぜこれを聞いたかと言いますと、前回の６月議会です、学校建設を目的とした基金の提案をお願いいたしましたが、町長の回答は、「議員御指摘の教育施設整備基金は、学校建設の老朽化の状況などを勘案して提案されていると思います」と。「教育施設の現状並びに財政状況を考慮したとき、教育施設に特化した基金の創設を検討する時期に来ていると認識しています。なお、基金の創設には議会の議決が必要になりますので、創設の時期や内容等については検討してまいりたい」という回答でございました。

今回の選挙です、議員が確定したらですね、再度議員に提案していただき、もう４０年たつてある施設もありますので、８０年ちゅうてもそんだけですね、私も生きているということはないと思いますけれども、やはり未来を託す子供たちのプレゼントとして、前回も言いましたけれども、やはり基金の創設をしていただければと思いますが、町長の考え方、未来のことはわからないということでございますけど、何かあれが教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 考え方は以前と変わっておりません。その必要性は感じております。ただ、こういう任期間近な時期でございますので、現状では提案を仕切っていないということであります。

考え方としては、やはり早い時期に、そういった創設を考えていくべきだと、検討すべきだと、そのように思っています。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（４番 大塚 和佳君） 私もですね、任期がもうあと２カ月を切りましたけども、ぜひですね、子供たちのことを考えて、執行部の方は任期はありませんので、町長のほうにですね、ぜひ提案をしていただければと思います。

それと、また同じことを言うようになりますが、昨年の９月議会です、学校のトイレ改修についても、特に中学校の生徒や保護者の意見として何度も言ってきたと質問いたしました。町長は、改修内容や方法を含め、財源確保などの課題を整理し、改修に向けて計画的に進めたいとの回答でした。

中学校のトイレ改修は補助金が決定したため、大規模改修を今されておりますが、小学校と東小学校のトイレ改修はまだ実施されておられません。中学校と同じように課題を早く整理してですね、計画を進めていただければと、これは執行部のほうにお願いです。

次、３点目に行きます。

３点目は、水道施設の災害対応と今後の水道事業施設改修計画についてでございます、この質問の前にですね、前回の６月議会、職員独自の災害対応などについて６点の質問をいたしま

したが、町長在任中には全てにおいて実施されていないとも言える回答でした。

7月に西日本豪雨の災害があり、また北海道地震もありました。再度、災害の恐ろしさや、防災、減災の対応の大切さを痛感、実感しました。

その6点の中でですね、特に桂川町災害時職員行動マニュアルの研修などは、職員にマニュアルデータのみを配付していただけたということもありますので、職員の皆さんへの研修を実施していただきたいと思います。

何度も言いますが、町民はですね、自分のことは自分でしたいというふうに思っておりまして、私も思っておりますが、最後にはですね、役場のほうに頼って来られると思います。マニュアルをつくってもですよ、実践できなければ「絵に描いた餅」になってしまいます。

各担当者は、日常の業務は本当に大変だということは私もわかりますが、自分たちの職場に割り当てられている仕事の把握と、どう行動するべきかの検討をしていただきたいというお願いでございます。

では3番目ですね、水道施設の災害対応と今後の水道事業施設改修の計画について質問をいたしますが、まず浄水場の7月豪雨の被害と対応について水道課長にお聞きします。

7月の大雨により桂川町の浄水場には被害がないと聞いていましたが、桂川町の浄水場は、水面との高さで浄水場の高さが余り変わらず、あと少し長い時間雨が降り続けば、川の水が浄水場にも流れ込み、機械やろ過をするプールや機械が水没、または最悪の場合、何日も断水したかもしれないと伺っております。

西日本豪雨では、浄水場の水没や送水管の破裂など、命の水にかかわる水が何日も供給できない状況が、テレビや新聞によって目にしてきました。

そこで、7月の豪雨時に浄水場の水没や土砂の流入により水の供給ができないようなことがないように、どのようにですね、対応されたかをお知らせいただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 4番、大塚議員の御質問にお答えします。

7月6日金曜日に発生しました西日本豪雨についての対応についてですが、午前中から大雨の警報が出ていましたので、土師浄水場については、浄水場の下流であります名代橋下の水位を、国土交通省のホームページを見ながら警戒を行い、危険水位に達したときに職員を招集し対応に当たりました。

土師浄水場においては、泉河内川の河川からの浸入を防ぐため、低いところに土のうをつけて対策を行い、用水路や排水路の氾濫に備え、道路側からの水の浸入を防ぐために土のうと板堰などを外回りに設置して対応を行い、浄水場内に降った雨は、排水ポンプにより排水するなどの対応を行いました。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 雨が降ってですね、豪雨のときに大変苦労されたことが今の回答です、わかりましたけども、今度は、今後の被害対策について町長にお聞きしますが、7月の豪雨より、より多くの雨が降る可能性が、今から気象状況考えられますが、そこで今後どのような対策をですね、今現在、計画されてあるのがあれば教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

今回の豪雨でですね、現地をずっと見ながらですね、参考になる点が多々あったと、そのように思っております。

今後の浄水場を守るための具体的な策についてもですね、専門家の意見も聞く必要があると思っておりますけれども、ぜひ具体策を立て、そしてそれを実践していく必要があると思っております。

具体的にはですね、やはり議員も今申されましたように濁流が入らないようにする。もし入ってきたときには、それを素早く排出する、そういった考え方が必要だと思っております。

ただ、浄水場の敷地内も結構広い範囲がありますので、具体的な計画をこれから進めていく必要があると思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 今、計画をですね、そういうふうに浄水場にされてあるようでございますので、住民の命の水として必需品でございますので、早く実施をしていただきたいと思っております。

次に、配水池についてでございますが、水道課長にお聞きいたしますが、7月の豪雨のときですね、配水池は大丈夫だったんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 古野課長。

○水道課長（古野 博文君） 今回の豪雨の翌日にもですね、職員を招集し、土師の配水池及び水道施設の異常がないかどうかの点検を行いました。目視による施設の周辺を点検し、夜間流量の変化や水位などの変化がないかどうか観察を行い、現在のところは異常はないというふうに考えています。

また、配水池の内部についてもですね、11月に配水池内の清掃を行いますので、そのときに異常がないかの点検を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（４番 大塚 和佳君） 雨の中ですね、大変苦勞されたことがよくわかります。

では町長に質問いたしますが、配水池についてですね、今後の対策についてでございますが、２年前にですね、平成２８年９月議会で私が町長に、土師の配水池は１号施設と２号施設があるが、両施設とも今後の計画の中で、移転あるいは改築を検討していく必要があるとの町長からの回答をいただきましたが、配水池の漏水等を住民の方は大変心配されております。

そこで、住民の皆さんの不安を解消するためですね、どのように対策を検討されたかお知らせいただければと思いますが。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

配水池についてはですね、御承知のように非常に高いところにあります。種因寺の上ということになるわけですが、なかなか一般の方がですね、そこに行かれることはまずないと思っております。

そういう意味からしましても、まずは現状を常に把握しておくこと、これが大事だと思っておりますし、先ほどの担当課長の言葉にもありましたように、まずは現地に足を運んで確認をするということ。そして、もし必要な状況があればですね、それを遅滞なく対応していくという、このことがあると思っております。

配水池自体を、例えば、扱うとかとかというのは、今の時点では無理があると、そのように思っているところです。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（４番 大塚 和佳君） 今の時点では移転するとかというのは難しいということ、これは理解いたしますけれども、説明があった対策をされたとしてもですね、やはりあそこは高いところに配水池がありますんで、住民の方の不安がですね、少しは解消できるかなとは思いますが、全て解消できるとは思いませんので、先ほど言われました、随時現場検証や、少しでも異変があった場合には、すぐ対応をお願いしたいと思います。

次の、今後の水道事業施設改修計画についてでございますが、これも２年前の平成２８年９月議会で、水道事業施設改修計画ができ、今後の計画の質問をしました。町長の回答では、老朽化が進む水道事業施設の改修及び自然災害等への対策は大きな課題であり、具体的な実施計画については、さらなる調査、検討、協議が必要だと考えているし、全体としては水道事業は一体化したものであり、期間をあけて取り組むことは無駄が生じ、困難なため、今後大きな決断が必要になると認識しているとの回答でした。

田川地区では、８月３０日の西日本新聞に「田川地区水道事業統合へ田川市内に浄水場」という記事が掲載されておりました。

今後、桂川町も水道事業をどのようにしていくかを考える時期になっていると思います。前回の質問から2年経過していますので、町がどのように検討し、今後、考えてあることがあればお知らせいただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

今、議員が申されましたように、この水道事業についてはですね、いろんな課題があります。そういう中で、あの施設そのものを全て改修する、そのためにはですね、非常に大きな経費が必要になってきます。そういうことをしますと当然のことながら、また水道料金が高くなるというような状況にもあります。

現在の状況の中では、今の浄水場でも、先ほどのそういう災害対策を講ずれば十分やっていると、そのように考えております。

ただし、将来にわたってはですね、前にも申し上げましたように、例えば、広域化という考え方も一方であります。それが本当にいいのかどうか、これもまた皆さんと一緒にですね、検討、協議する必要があると、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 命の水ということでですね、住民の方は、料金が上げられることはいかがなものかというふうな考え方がありますが、やはり必要なものは必要ということで、工事なりしていかなければいけないかなと思っております。

では、今から質問ではありませんが、議員としての仕事を私は4年間かけてですね、この一般質問で、住民の皆さんが考えてあることを質問することが自分の仕事と思って質問してきました。住民の方々が要望されている中でですね、いろいろな御意見を聞いてきましたが、5点のお願いをしておきたいと思います。

まず1点目に、二反田団地に町営住宅の建てかえをしてありますが、入居者が今は車の運転はできるが、何年か後には運転免許証の返納を考えていると。全て二反田団地が完成すれば150室できるとのことですけれども、二反田団地への交通の確保と桂川町の今後、高齢化が進み、私を含めて免許返納を考えていかなければいけないと考えてある方もおられると思いますので、免許返納される方への対応を考えていただきたいと思います。

2点目に、医療費の削減のためには特定健診の推進も大切と思いますが、あわせてですね、健康体操や健康づくりのための料理教室などの取り組みを、さらにですね、進めていただければと思います。

3点目に、自治基本条例の取り組みが見えないとよく言われますが、特に新規の施設などの経費や起債などの状況を知らせてください。あそこの施設ほどのくらいでできたのか、起債という

借金がどのくらいあるのかとよく聞かれますので、ホームページなどで住民の皆さんに情報を提供してください。

4点目に、町長が実施されてきた住民懇談会を実施していただき、住民の意見を聞く場を設定していただきたいと思います。

5点目に、議員の任期中、全ての議会で、先ほど言いましたように一般質問をしてきましたが、町長の答弁は「検討する」「検討する」ということで、今回も3つしてきましたけれども、同じような「検討する」ということであつたと思いますけれども。回答が大変多くてですね、住民の方から、検討するならばその後はどうなっているかということの質問を多く聞くことは、私もやはり大変残念に思っておりますので、そこら辺をですね、改善していただければということをお知らせ、お願いして私の質問を終わります。

.....
○議長（原中 政廣君） 5番、吉川紀代子君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い一般質問を行います。

まず子供たちの健康管理と猛暑対策についてです。

この異常な猛暑の中で、子供たちの健康管理を授業中の教室、体育館はもちろん、休み時間、部活時にどのような熱中症対策をしていますか。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 5番、吉川議員の質問にお答えします。

子供たちの健康管理について、授業を初めクラブなど、学校での活動中においては各学校での取り組みを実施しています。

小学校では、温度管理として校舎に遮光ネットを張って教室内の温度を下げる措置や、高まった体をクールダウンする場所の確保、それから帽子の着用、水分補給を初め、氷水で冷やしたタオルを首に巻くなどの指導により、暑さに対する健康管理をしております。

また、児童だけではなく保護者に対しても学校通信ほか文書により、家庭での体調管理を依頼し、また気分の悪くなった児童に対しては、経口補水液などを準備して対応しているところでございます。

また、クラブ活動につきましては、例えば、運動場に休憩用のテントを設営したり、体育館では大型扇風機などを用意し、ぬれタオルや、ペットボトルに氷をつくって持参させるなどの指導、またPTA活動の一環になりますが、自動販売機を設置するなどの対応をしております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 先生方や保護者の皆さんに、大変な御苦勞を強いられているということがわかりました。

私は先日、桂川東小学校通信を読み、熱中症から子供たちを守るために先生方が苦慮しておられる、先ほど課長もおっしゃった遮光ネットなどをつくっていると、そういうことを保護者とともにしているということを読みました。

教育とは、地方自治の最重要仕事の一つであります。子どもの権利条約には、子供たちは整った環境で教育を受ける権利があるとうたわれております。整った環境の一つには、クーラーの設置が必須事項と考えます。

町長、取りつけ実施までの計画はどのようになるのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの大塚議員の質問にもお答えしましたように、9月の補正予算で、クーラーを設置するための実施設計委託料を計上いたしております。これが議会で承認されればですね、今年度中にまず設計を行うということになります。

ですから設計を行えば、来年度は設置するという事で進めていくことになると思っております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ありがとうございます。

重複するかと思いますが、平成30年第3回桂川町議会定例会の初日に、行政報告及び提案理由の説明で、町長は桂川町としても早期に取り組む必要性や、補正予算に実施設計委託料が計上されたということ述べられました。私は一歩前進したと思います。

国が補助金をつける見通しはあるのでしょうか。また、来年の夏にクーラーはつけるつもりですか。まだ無理と思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ぜひそうありたいと思っています。

○議長（原中 政廣君） 次に入ってください。

○議員（5番 吉川紀代子君） ありがとうございます。町長、頑張ってください。

次に、学校給食費の無償化についてであります。

子供の貧困が叫ばれる中、学校給食無償化の流れが加速しております。文科省は昨年、全国1,740自治体を対象に給食無償化調査を行い、その結果をことし7月27日に発表しました。

小中学校では、完全無償、一部無償を実施している自治体は506自治体で、29%、約3割に上っております。福岡県におきましても、2017年度、18市町村に及んでおり、本年6月議会では、国の負担で学校給食の無償化を求める意見書が、直方市、鞍手町、苅田町で採択されました。

憲法26条には「義務教育は無償とする」と定められています。学校給食は、言うまでもなく教育の一環であります。しかし、現在無償なのは授業料や教科書に限られており、給食が貧困家庭の命綱という側面があるにもかかわらず無償ではありません。

俳優の風間トオルさんが出版した「ピンボー魂」には、小学校時代、学校が休みなるイコール学校給食にありつけない。中でも、空腹との長く厳しい闘いが強いられる夏休みをどうやってしのぐかが大問題と書かれています。2学期明け、痩せて登校してくる児童生徒がいるとの報告もあります。

文部科学省は、給食費の未納の主な原因についての学校の認識を、保護者の責任感や規範意識が6割、経済的問題が3割と発表していますが、藤沢市の調査によると、給食費未納の理由の7割が経済的理由で、3割は銀行に行く時間がないなど働き方の問題でもありました。

そもそも未納率は全体の0.9%、未納額はそれよりも少ない0.5%であり、圧倒的に給食費は払われています。子供の貧困が広がる中で、学校給食は憲法に規定される無償化の対象とすべきではないでしょうか。

学校給食費無償化についての町長の見解をお聞かせください。また、国に対して無償化を求めるとともに、福岡県に対しても助成制度創設の要求をしていただきたいと思います。あわせて見解を伺います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 前段の分につきましては、担当課長のほうから回答させます。

いわゆる国への要請についてはですね、県の町村会あたりもございますので、いろんなところでそういう議論をしていきたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

給食については、学校給食法にも規定されておりますように保護者負担が原則であるとしつつ、町による一部助成を実施しております。

今、議員がおっしゃる貧困対策という点でござりますが、要保護、または準要保護世帯につきましては、保護費、就学援助費により実質無償であります。これらの状況を見たときに、現時点において学校給食の完全無償化という考えはありません。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 現在において無償化の考えはないということですが、全国的な無償化に向けての流れは加速しておりますので、ぜひ前向きに検討をしていただくようお願いいたします。

次に、大将陣問題についてです。大将陣問題は、根本的にどのように解決するかについて質問

いたします。

西日本豪雨による大將陣崩落は、当面やる対策と、根本的に解決しなければならない対策の2つがあると思いますが、現時点における福岡県との話し合いはどのようになっているのか説明を求めます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘の案件は、いわゆる今回の7月の雨で崩れました吉隈3区の住宅のことだろうと思います。この吉隈3区におきましては、土砂崩れの原因は、大雨が地面に浸透しまして、そして地盤が緩んだことによる斜面の崩落、崩壊と推測されます。

根本的な対策としましては、いわゆる崩れました部分、これをもとの山の形に戻すことは、これは非常に困難でありますので、これ以上崩落が進まないような対策を施すことが考えられます。そしてまた、崩れてきました土砂につきましては搬出をし、そして家に悪影響を及ぼさないように、既に措置を終わっているところです。先ほど申し上げます抜本的な工事につきましては、福岡県と今、協議中であります。

今後の工程としましては、来月10月以降に測量調査設計業務、これらに着手し、そして年度内に工事に着手できるように、そういう工程で、検討、協議を行っているところであります。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 県と話していないとか、また県と協議中とかなんかおっしゃったのでよくわからないんですけど、私が現場を見たところですね、最初役場の方と話したときにはのり面は県がすると。そして、下のほうは桂川町がしますとおっしゃいました。

私はそこら辺がですね、山というのはこういうふうになっているから全部がのり面じゃないかなと思ったんですけど、現実的に大將陣の裏に行きました。そうすると、ほとんど崩れてきていた木が伐採されて、そしてそこに大きな土のうが幾つも並んでおりました。私は反対にもっと不安だなというふうに実感しました。

というのがですね、今までは木があってもですね、その上に、この大將陣の問題は、現地の人のお話によると、この大將陣自体は地山だからですね、崩れてくる可能性は少ないと。しかし、あそここの山の上のほうで大將陣碎石が採掘し、そのあいた穴に新たな泥を投入して、その泥によってこういう事故が起きたんだというふうにおっしゃっています。

だから、その解決方法としては、県がやるべきだと思います。その辺に対して桂川町が、大將陣碎石がやるのか、県がやるのか私はわかりませんが、あくまでも地元の人たちは、これはなかなか難しい問題だから、県と話し合っていかなければならないんじゃないかというふうに言っておられたので、私もそう思いました。

土のうを積んでいるけれども、現実的には土のうの横からですね、水が流れています。そして、土のうじゃないところに水が流れています。だから、その近所の方はですね、自分の家のほうにですね、流れてきていると言うんですよ。

だから、被害に遭われたところの処置はしているけれども、その近所の人たちは不安な生活をしているということを、私は言いたかったわけです。

この当局に行ったときに、建設課の方は、これは応急処置ですとおっしゃいました。応急処置というのは、あくまでも仮の処置だというふうに私は認識しますので、県と話してですね、早くそれをどういうふうにするかということをしてですね、進めていただきたい。

だから、その県との話し合い、進捗状況が聞きたかったわけですがけれども、年度内に測量をするということですから、なるべく早くですね、進めていただきたいと思います。

次に、先ほどと重複しますがけれど、大将陣の麓集落で暮らしておられる皆さんへの被害対策についてであります。

本町は福岡県に対し根本的な対策を要求すべきと思うけれど、町長の考えはどうですか。済みません、ちょっとダブってしまいました。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

ただ、先ほどのお話のとおり、今、町がやっているのはですね、応急処置です。今、言われたとおり、大きな土のうをですね、置いているわけですがけれども、以前はですね、木と土砂が上からかぶさってきて、そのままだと家が押し潰される、そういう危険な状態があったんですよ。

ですから、その住宅の持ち主からですね、何とかそうならないように木を切って、そしてその当面する土砂、これを取り除いてほしいという要請がありました。そういうことで、実際的に、現在応急的にああいふ措置をとっているということです。

議員が申されます大将陣の根本的な土砂の問題等につきましては、やっぱり工事の規模も非常に大きなものになります。そして、それを行うことによって、次の災害を防がなければなりませんので、技術的にもですね、かなり高度なものが必要になります。

そういうことから、県との協議をしっかりとやっていく必要がありますし、それに基づいて工事を行っていくということになると思っています。

そういう中で、この大将陣の被害対策ということにつきましては、大きく分けて2つあると思います。

1つは、先ほどから言われました土砂の撤去について。もう一つはですね、いわゆる仮住まいの提供です。住んである方からですね、そういう仮住まいの提供をしてくれという申し出がありました。それを受けまして、町営住宅への一時入居、これを応じたところであります。現在はそ

ういう状況です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ありがとうございます。町長がやはりこの大将陣の崩落に関してですね、非常にきちっとした考え方を持っておられるということはよくわかりました。

今おっしゃったように、現在町営住宅に住んでおられる方も6カ月を過ぎたらどうなるとやろかと、そういう心配もしておられますのでですね、6カ月でこの大将陣問題が解決するわけではありませんので、長い目でですね、こういう皆さんの不安に対処していただくようお願いしていただきたい。あくまでも住民の皆さんに寄り添って、住民の声に100%まではいかなくてもですね、やはりそれを反映するように頑張りたいと思います。ありがとうございます。次に……。

○議長（原中 政廣君） 吉川議員、ここです、ちょっと暫時休憩をとりますので、その次にお願いしたいと思います。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分から行います。よろしくお願ひします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） それでは会議を開きます。

吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 西鉄バス28番路線廃止に伴う住民の交通確保についてであります。

今回の廃止計画は、住民から交通を奪い、さらに地域の衰退を招くことは明らかなのに、町民を置き去りにして関係団体だけで結論を出しました。

3月に開かれた説明会は、町が決めた結論の説明に終始していたという事実が如実に物語っておりました。内容を結論的に言えば、本町が西鉄バスや県、国と交渉した結果、27番路線の減便、28番路線の廃止と、西鉄バスへの赤字補填でありました。

担当者は、全面廃止ではなく27番路線を残せたのはよかったと評価をしましたが、果たしてそうでしょうか。減便や廃止によって西鉄バスを利用している町民には、戸惑いと不便が課せられました。

私は、西鉄バスの一方的な廃止計画を住民にしわ寄せすべきではなく、本町として、国や県に住民の交通権を要求すべきだと主張しました。住民の立場から、いま一度西鉄バスに復活要求しようとは思いませんか。答弁を求めます。

○議長（原中 政廣君） どなたですか。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 5番、吉川議員の御質問にお答えいたします。

西鉄バス確井・大分坑線28番系統の廃止につきましては、隣接市の嘉麻市と、バス運行の補完措置の協議を行ってきたところでございます。

対応としましては、既存路線の終点部に当たります第二保育所バス停からJR桂川駅バス停区間において、10月1日より嘉麻市コミュニティ・バスが平日、土曜日ですね、1日12便、6往復、日曜、祝祭日が4便、2往復、運行を行うということで廃止に対する対応をですね、行ってきたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 私が答弁を求めた内容と違っていると思います。

私は住民の立場から、いま一度西鉄バスに復活要求しようとは思いませんかとお尋ねしました。そのことに対してお答えください。

○議長（原中 政廣君） 町長でいいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 吉川議員の御質問にお答えしたいと思います。

この件につきましては、以前にもお話ししておりましたけれども、私どもとしましては、議員が申されますように、国や県、あるいは西鉄に対して、この廃止そのもの、あるいは減便そのものをとどまらせる、そういうことをすべきだという御指摘を受けてきたところですが、町といたしましては、やはり現実的な対応をしなければならないというところから、現在のような状況になっております。

多分一般質問の中でも、これはしたんじゃないかなと思いますけれども、今、この西鉄バスの廃止の申し立てについてですね、私どものほうでは法的にもそれをとめる手だてがありません。ですから、あとはもう県も、それから西鉄、それから関係市であります飯塚市、嘉麻市と協議をしながら現在の状況になってきたと、そういうことですから、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 町長、今、質問の中身とちょっと違うようで。するかせんかということで、その点をお答えください。

○町長（井上 利一君） ですから、それはできないという状況であります。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） できないということなんですね。

今回、辛うじて残った27番路線は減便運行です。便数が減れば利用客は減るという悪循環になり、廃止になるのではと住民は心配しています。当局の27番路線、これ以上縮小したり、廃

止させないという決意のほどを伺いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうも、住民の皆さんのそういう交通手段の確保につきましては、非常に重要な課題だと思っております。

10月の1日からということになるわけですが、そういう状況を見ながら、議員が申されますように、それ以上不便にならないように、そのことにつきましては努力をしていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 28番路線が廃止になって、もう10月が目の前になって本当に困っています。だから、この27番路線、絶対に縮小したり、廃止させないように頑張っていたきたいと思います。

9月の広報で、西鉄バス28番路線廃止後、嘉麻市のバスが走るようになると書いてありましたけれど、見ていただくとわかりますように、とてもわかりにくい書き方でありました。もっと簡単に、年寄りが見てもわかるように書いていただきたい。そして、バスの発車時間、どこの停留所にとまるのか、乗車券の買い方も尋ねてこられます。乗車券の買い方、またこの嘉麻の運賃300円に対して、町は助成すると言っていますから、助成の受け方など早く知らせてほしいというのが住民の声であります。

ちなみにお伺いしますが、この嘉麻市のバスは何人乗りでしょうか。この嘉麻市の市営バスには、高校生を初め、一般の方も乗られるわけですが、途中から乗られる桂川の方が乗れないというような状況はないでしょうか。お伺いします。

○議長（原中 政廣君） 吉川議員、これはもう2番に入っている。桂川町に運輸局から届けられた住民の声の部分でよろしいですね。2番の質問で、私のほうで理解してよろしいですね。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 5番、吉川議員の御質問にお答えいたします。

嘉麻市コミュニティ・バスの乗車人員は、最大で28人というふうに確認しております。現在、西鉄バスが50人ということで少ないんですけども、今、28番系統だけで乗車すれば、28人の内容で十分対応できるものではないかというふうに考えております。

それと、今、桂川町の住民の方が利用できない区間ということでございますけれども、一部です。桂川駅から嘉穂総合高校におりるところの部分につきましては、今、西鉄バス27番系統が運行しておりますので、その区間について、桂川駅から乗って嘉穂総合高校におりると、こういう乗り方ができない。そして逆に、嘉穂総合高校から乗って桂川駅におりると、こういった利

用も一部できないという状況がございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（５番 吉川紀代子君） ちょっと私の言い方が悪かったんでしょうかね。

要するにですね、西鉄バスよりもこの嘉麻市の市営バスのほうが小さいように見えたわけですよ。ですから人数は何人ですかと聞きました。２８人ですということです。

ということはですね、嘉麻市のバスには高校生が利用されます。もちろんその中には、一般のお客も何人かは乗られるでしょうけれど、その途中、笹尾二区のほうからずっと回ってくる時にですね、途中で定員オーバーちいいますか、乗れませんよというようなことはないですかというふうにお尋ねしました。そのことです。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 現状ではないと判断しております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（５番 吉川紀代子君） ないということですね。ありがとうございます。

次に、桂川町に運輸局から届けられた住民の声は生かされたかについてであります。

西鉄バス筑豊株式会社は、第二保育所から又手までの路線を廃止する届けを３月末に九州運輸局に提出し、同局はこれを受け付け、５月１６日に発表、いわゆる公示しました。

発表では、この廃止計画に意見のある人は、５月２８日までに申請することができるということで、私は急ぎ該当する地域に知らせてまいりました。そのうち１６人の方が申し出をされました。その資料は、既に７月５日に九州運輸局から本町桂川町に直接手渡されていると思いますが、私が開示請求した分には、黒塗りであります。黒塗りでなければ本町の住民は何人その申請をしたか、そして、そこに示された意見は実に切実な意見でありました。真摯に向き合うべきと思いますが、町長、この意見に対しどのように受けとめたか、感想と住民の声がどのように生かされたかについてお伺いをします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

ただいま申されました文書は、確かに見せていただきました。内容としましては、今、議員が申されたとおりです。どちらかといえば、年配の方が多かったような気がいたしております。そういう声も、十分ではないかもしれませんが、できる限り、この対応の中でやってきたつもりです。

先ほどから申されます嘉麻市のバスにつきましても、いわゆる完全な代替にはなりませんけれども、少しでも利便性を確保するという観点から行っておりますので、その点につきましては御

理解を願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。一応これラストですよ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 嘉麻市からも行っているんですよ。桂川町は何人、その意見を言われましたか。桂川町は桂川町に返ってきたんですよ。嘉麻は嘉麻に返ってきたんですよ。意見を言われた方。桂川町の住民は。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 吉川議員がおっしゃっている内容について、7月5日の運輸局の意見聴取の会議の中で、確かにコピーをしていただいたところでございます。

正式な文書ということではありませんでしたので、いただきましたけれども人数については把握していません。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。先ほどで3回終わります。もう終わります。先ほど確認とりましたでしょ。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

.....
○議長（原中 政廣君） 終わりましたんで、7番、下川康弘君。

○議員（7番 下川 康弘君） 7番、下川でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず教育環境についてということで通告書を出しておりましたけども、エアコン設置についてはですね、今2名の議員の方からいろいろ質問があり、それに対して町長たちに答えていただきましたので、とりえずちょっと足りないというか、私が気になることだけ聞かせていただきます。

今ですね、学校施設環境改善交付金事業という交付金でですね、エアコンとか、それとか中学校の大規模なトイレの改修が行われていると思います。

次の今度エアコン設置を来年もしやろうとする、今、実施設計が行われておりますが、またこの交付金を使うという考え方なんでしょうか。まず教えてください。

○議長（原中 政廣君） 瓜生教育長。

○教育長（瓜生 郁義君） 7番、下川議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校施設環境改善交付金、これの計画を出しております。ですから、トイレ、エアコンともですね、31年度設置に向けた環境改善交付金を6月に計画を出しております。トイレについても、エアコンについてもです。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 今、6月ということでしたけれども、先ほどの町長のお答えの中で、来年の6月までにはしたいというような希望ですね、ということ述べられたんですが、新

年度は4月から始まります。6月に決定ということは、その前に内示とかいうのがあるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 瓜生教育長。

○教育長（瓜生 郁義君） お答えいたします。

今、危険な暑さと言われている状況の中で、国のほうでも菅官房長官が早期にエアコン設置についての財政的な支援をしたいというコメントがありました。また町長が言われましたように、安倍総理が来年の夏までに全国の小中学校にエアコンを設置するような方向で財源措置も含めてですね、検討したいという、これは新聞の記事なんですけど出ておりました。

ということは、何らかのですね、ひょっとしたら補正になるかもわからないですし、桂川中学校も、今のトイレも補正だったんですよ。ですから、そういうふうなことも可能性も含めたところでですね、今予算の動向等は見きわめていきたいなと考えております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ありがとうございます。

今、飯塚市が5年計画でやるということで決まっていたんですけども、前倒しをすると、来年にもしてしまうというような答えが出ております。

先ほども出ていました嘉麻市は、既に全校設置されているということで、例えばですね、6月からもう暑くなりますんで、来年の6月までに設置しようと思ったときにですね、桂川町には電気工事指名業者の方は3者しか今のところないですね。指名業者に登録されているところは。

これは、この3者では多分できないかもしれないと思うんで、これは建設課になるかもしれませんが、早目早目の手を打っていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。必ず6月までにしないと、本当に危険な暑さということで何度も言葉が出ておりますのでですね、来年の6月にはもうできるということ。

それとですね、もう一つ、さっきの話の中で、もしも補助金が出なかったときはどうされますかという大塚議員の御質問があったんですけども、そのときには起債を起こしてでも、一校一校、3年計画とかでやりたいというような言葉が出ていたんですが、私は起債を起こすなら一発でしてしまわんと、1年から3年までは大丈夫ですよと、エアコンありますよと。あと4、5、6年は暑いところで勉強しなさいと。これは通らないし、またおかしな話になると思うんで、それはやっぱりもう覚悟持ってますね、やるならやるという形でですね、動いていただきたいと。その覚悟をですね、やっぱり町側も持たないかんのではないかなというふうに思っております。

次に移ります。

トイレなんですけれども、これは平成27年の12月議会ですと、私は大変にトイレのことで質問しました。そのときに、議員さん全員と各学校のトイレを視察に行きました。そのときは、

小学校のトイレは臭いとか、洋式トイレは少ないとかいうことで質問したんですけれども、それから今、今回、桂川小学校の場合は、においが消えましたし、トイレも洋式トイレは各階にあります。

桂川中学校の場合は、トイレは余りにも少ないとか、非常に汚いということで、今回大規模改修がっております。

今度、東小学校のほうですけれども、東小学校はですね、新しい学校であるということもありますよ、臭くもないんですけれども、1年生のところですよ、男女1基ずつですね、幼児用のトイレしかないんですよ。幼児用というと、見られたと思うんですけど本当にちっちゃいんですよ。ちょっと大きくなったら座れないような洋式トイレしかないんですよ。

だからこれはですね、大規模改修となるとまたお金がちょっとかかるかもしれないし、また補助金等々の問題が出るかもしれないんですけども、各学年、3年生、4年生のところ、5、6年生のところにトイレがありますんで、1基ずつでもとにかくつけていただきたいというのが私の要望であります。

それで、これについては教育長もトイレを何回も見られたということを知っておりますので、そのことについての考えがあればちょっと教えてください。

○議長（原中 政廣君） 瓜生教育長。

○教育長（瓜生 郁義君） 下川議員の質問にお答えしたいと思います。

東小学校の施設整備についてはですね、エアコンと同時にトイレの洋式化がですね、課題となっております。

昨年の11月に30年度建築に向けた先ほど申しました学校施設環境改善交付金をですね、当てにしたんですけども、それは採択されずに、ことし引き続きですね、トイレの分も、東小学校、桂川小も一緒なんですけども計画を出しております。

低学年しかないので1基ずつというのものもあるんですけども、今、国のほうで考えているのは、やはり大規模改修で根本的にですね、トイレの環境改善をするための湿式から乾式とかですね、過ごしやすい快適なトイレ空間というふうな、そういうふうなところの流れもあります。

そういったことで、本年度ですね、文科省でもですね、安全対策、防災機能の強化ということですね、トイレとかブロック塀とかですね、耐震化も入っているんですけども、昨年よりも1,750億円多い2,432億円の概算要求をしておりますので、こういった流れというか、風が吹いていますので、私としては、トイレはですね、やっぱり大規模にきちっとした改修をですね、進めていくべきじゃないかと考えております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） その大規模ができれば一番理想なんですけども、もしできないの

であればですね、何か早目の対策を打っていただきたいなというのが私の要望であります。

次に移ります。

2番目でですね、商工業者の育成についてということですね、この間の災害がありまして、桂川町の建設協同組合というのがあるんですね。皆さん御存じかと思うんですけども、あそこは建設協同組合13社ぐらいあって、その社長さんたちが集まった組合なんですけども、災害があつたらすぐ動いてくれるんですよ、ボランティアとして。あれはですね、本当に頭が下がると思うんですよ。

随分前ですけども、天道で踏切の土砂が崩れたという大きな災害がありましたけれども、そのときもですね、私が朝行ったらですね、もう来てあつたんですよ、作業服を着て。後々工事にはなるかもしれないんですけども、その動きの早さとか、ああいうのに対して、私は本当に頭が下がるなと思います。

それと同時にですね、桂川町に商工会青年部というのもあります。桂川町はたくさんのお祭りをやっていますけれども、必ずそれには青年部が参加しています。私も青年部経験者なんですけれども、あれは本当にボランティアなんですよね、無償なんです。あの人たちは、自分でやっている人もおれば2代目もいますよね。2代目はですね、おやじから絶対怒られるんですよ。金にもならんことをするなど。これは絶対言われるんですよ。ですけどですね、それでもみんな無償で来て、夏祭りがあり、それから今度フェスティバルがありですね、それから明日を創る会というのにも参加したりです。

今、明日を創る会の会長をしているのも青年部の経験者だと思います。それで、イルミネーションをやったりとかですね、いろんなことをやっています。

この人たちも、桂川町で一生懸命、ボランティアなりいろんなことをやるわけですから、桂川町もですね、その人たちにですね、仕事を回すと——回すという言い方はおかしいんですが、仕事をできる部分はですね、出してあげるということはですね、本当に考えていただきたい。

だから、まず町長に聞きたいんですけど、やはり桂川町の商工業者の育成というのはすごく大事なことだと思うんですが、町長のお考えをちょっと教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員申されますように、今回の7月の豪雨につきましても、町内の建設業組合の皆さんにはですね、本当に御協力をいただきました。特に狩野のため池のあの堤防の保護のためには、早急な対応が必要であったわけですけども、それも本当に遅滞なく対応していただきまして、心から感謝しているところです。

本町における商工会の活動についてもですね、今、非常に活発に行われていますし、申されま

した青年部につきましても、本当にまちづくりのいわゆる屋台骨を背負ってもらっているような、そのような認識をしております。

本町にとりましても、地元の経済の活性化というのは本当に重要な案件であります。そういう意味からしましても、町内の業者の方にそれを担当していただく、そういう機会をつくっていく、そのことはこれからも大事であると、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ありがとうございます。

こんな言い方はおかしいんですけどもですね、やっぱり一生懸命やっているからですね、その分また桂川町でこうやってボランティアをやってよかったなど、彼らたちも桂川町に住んでいるわけですから、本当にやっぱりもうけて、その分税金として返していきたいなという気持ちは多々あると思いますんでね、お願いしたいなと、そういうふうな気持ちで、皆さん、職員の方もですね、肝に銘じてほしいなというふうに思います。

それでもう一つですね、私はJVという話をよくやるんですけども、これは以前にも質問したと思うんですが、桂川町の大物件ってなかなか出ないですよ。今、町営住宅が1棟目ができています。あれは4億幾らか5億弱の仕事ですよ。それをあと2棟、3棟、4棟と出ます。そのときに、今回聞いたところによると、桂川町の業者の方が土木関係で何者か入られているということで、あとはほとんど入られていないということなんです。

でですね、私は通信のほうですけども、やっておりますけれども、公共工事の指名願いとかがですね、打診等ですね、必ずと言われるのが経営審査というのがあるんですよ。経営審査の点数を聞かれます。経営審査の点数というのは、どういう実績があるかということなんです。実績でですね、こういう仕事をしました、これだけの工事をしましたということによって、それに点数がつくんです。

そういう点数をずっと積み上げていって、Aランク、Bランク、Cランク、Dランクというのが出てきます。そのDはDの仕事、BはBの仕事という形になっていますね。これは経営審査とって、やっぱり建設関係の仕事をされている方はすごく大事な点数なんです。

そのときにですね、必ずと言われるのが点数と実績と言われる。例えば、公共工事の実績が要りますと必ずと言われるんですよ。実績は、なかなかできない。できないって、やらない実績になりますから、だから公共工事は、例えば、桂川の仕事でも公共工事なんですよ。だから、公共工事をやりましたと書けるんですね。それはどんな仕事でもですよ。公共工事の中で、例えば、建具をやりましたとか、型枠をやりました。これでもいいんです。これも実績になるんです。だから、こういうチャンスでですね、できれば与えてほしいということです。

それとさっき言ったJVに関しては、例えば大きな仕事、4億、5億もなると桂川の方ではも

しかしたらできないかもしれない。そうなったとき大手が来ます。大手と桂川町の者が組んでくださいというのをですね、JVと言うんですけども、これをできればですね、建設の必ずこれを実行するみたいな形ができればですね、いいのかなと思います。

以前聞いたらですね、JVをやったことがあるというのも聞いておりますので、桂川町ですけどですね。今後大きな物件に関してはJVをやると。

それで、ある市のJVに関する資料なんですけど、この市はですね、必ず地元の業者とじゃないと受けれないんですよ。だから5億、6億の仕事であっても、大手と地元でないと組めない。それは7対3とかですね、6対4とかの割合はあるんですけども、そのときにですね、下請一次選定予定調査表というのを出さないかん。

それで地元業者を使わなかった場合は、必ず書かないかんのはですね、「市内業者が施工できない特集工事のため」または「市内業者が施工できない規模のため」「市内業者に断られたため」「市内業者と価格が合わなかったため」等とずっと項目を書かないかん、何で市内業者を使わなかったか。

このときにですね、一番よく出るのが市内業者と価格が合わなかったためと出るんですよ。これを書くんですけど、物すごいひどい目というか、市の建設課の方から呼ばれて、何で価格が合わないのかと、入札こうしとるやないかとずっと聞かれるらしいです。だから、これは書けないというような状態。

だから、必ずその市に指名願いを出していればですね、少なからずも少しの仕事は来るということで、その市にいる価値はすごくあると。あるという言い方もおかしいですけど、あると思うんですね。

ですから、うちの桂川町の場合もですね、できれば建設関係とかいろんな業者の方がたくさんおられますんで、できれば指名、大きな仕事はですね、このJVというのを考えていただけないかなというふうに思いますんで、その考えについて、建設課長、考えをよろしくお願いします。

○議長（原中 政廣君） 建設課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 7番、下川議員の御質問にお答えいたします。

JV、いわゆるJoint Venture、共同企業体とも言いますが、複数の企業が一つの工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体ということは認識しております。工事ごとに結成されるものを特定JVと言っております。下川議員がおっしゃるのは、この特定JVということだと思っております。

JV方式を取り入れた場合の効果として、議員がおっしゃいましたように実績として残るといふものもございます。そのほかにですね、企業規模の小さいものどうしてJVを組織する場合もありまして、そうすると受注機会を獲得できる。そのほかには、大規模な企業と中小企業、議員

がおっしゃられたパターンですけれども、こういう企業体を結成するよう発注者のほうから働きかけることで、地元の産業振興を図ることができると、そういった事例はございます。

J V方式の採用につきましては、桂川町ではですね、昭和の終わりごろ、平成の初めごろ実績はあるんですが、それから長い年月がたっております。入札とかの方式もですね、刻々と変わっている状況でありまして、J V方式の採用につきましては、こういったメリットもある一方で考慮すべき課題もありますので、現時点では明確にお答えすることはできませんが、今後、国の指針等も出ております。近隣自治体の例などもございますので、それを参考にしながら研究に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 今のメリット、デメリットのデメリットの中でですね、私が思うのは、例えば、地元の業者にさせたときにですね、値段が落ちないんじゃないかとか、後々、例えば何か問題が起こったときに、大手に任せて大手に言えば、ぱんぱんとできますよね、修理とか何とかが。

だけど、そのこのところの問題かなというのはあるんですけれども、いや、やってみなわからんし、やればできると思いますよ。そういったとこ、ちょっと柔軟な考えを持っていただきたいなというふうに思います。

それがやっぱり地元の業者の育成ですし、若い人たちがここに住んで商売したいなという感覚になるんじゃないかなというふうに思います。

次に移ります。

防災無線についてということですね、大雨とか台風時に防災無線が聞き取りにくい、聞こえない。今はもう皆さん承知だと思うんです。この件を総務課長にちょっと聞きたいんですけれども、こういう意見というのは聞かれたことがあると思うんですよね。今、桂川町として何かほかの方法を考えてあるのかというのをまず聞きたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 7番、下川議員の御質問にお答えをいたします。

まず冒頭の、大雨や台風時に防災無線が聞き取りにくいという住民の方たちの意見は耳に届いていますかということでございますが、たびたびお伺いすることはございます。

それから、防災無線だけに頼らない他の方法を考えたことがあるのかという御意見でございますが、現在、今回の7月豪雨のときの例をとって御説明を申し上げますと、防災メールやエリアメール、それから消防団による巡回、それから防災区長さんや各行政区長さんをお願いをしまして、人海戦術といいますか、戸別に回っていただく、あるいは町のホームページを使ってお知らせするというような方法で、7月豪雨のときにはですね、対応をさせていただいたところでござ

います。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ということは、携帯とかにメールで送信ができるということではないんですかね。

○総務課長（山邊 久長君） はい。

○議員（7番 下川 康弘君） そしたらですね、もう一つ聞きたいんですけど、防犯カメラ、例えば河川とかですね、ああいうのにカメラというものは設置されていますか、桂川の場合。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 防犯カメラといいますと、これは河川等の水位を確認する通称テレメーターというものかと解するわけでございますが、現在桂川町内に設置をされておりますのは、これは豆田地区になりますが、穂波川にかかります豆田橋に1カ所、それからこれは桂川町の土師地区になりますが、泉河内川にかかっております名代橋、こちらのほう2カ所にですね、テレメーターを現在を設置をされているところでございます。

設置をされているというところは、これは町がつけたということではなく、国土交通省の遠賀川河川事務所、あるいは福岡県の県土整備事務所等が管理者ということになっておりますので御了承お願いしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） わかりました。

ということは、それは遠賀川河川事務所がつけているということは、遠賀川河川事務所のホームページを見ればですね、災害情報が見れるんですよ。今、3回目なんで、もう後で一緒に答えてください。

これですね、この間の雨のときにですね、私も見たんですけども、桂川町の場合は私は見ることができなかったんですよ。飯塚の部分とか、その英雄橋とか、ああいったのをリアルタイムで、何分かおくれですけども見れるんですよ。

たまたまですけども、うちの社員さんが横にいて、潁田の子なんですけれども、「あふれた」と言ったんですよ。「何」と言ったら、自分ちの家の横の川があふれとるんですね。何でわかるかと。それで見ているわけですよ。仕事中は仕事なんですけれども見ていたんですよ。それがあふれたのが見えたもんで、もう帰らせてくださいと帰ったんですよ。

そんなリアルタイムに見ればね、ホームページを見れる人とかになれば、それを見れば、その状況がリアルタイムでわかるというので、桂川の場合どうなっているのかなというのがあったんで先ほど質問しました。

それと先ほどのところでですね、もう一つというか、今、携帯とかにメールが来るということ

ですけれども、今、桂川がですね、ケーブルテレビというのがありますよね。あれがですね、桂川が第三セクターだと思います、ケーブルテレビは。それで今2,300世帯が加入されていると思うんですよ、約5割弱ですね、その世帯数が加入されています。

あそこのケーブルテレビのチャンネルがあります、11チャンネルかなんかにですね、そこと提携すると、文字だけでもですね。例えば、土師一、土師二、二反田地区に避難勧告から避難指示とか、ずっと変わりましたですよ。あんなのが見えるとか。どこかに避難指示が出ましたとかいうのがですね、もしそれがわかればですね。

ホームページでは見れるんですよ、これ。桂川町のホームページには入って見れるんですよ。だから、それができるのであればケーブルにも流していただいて、ケーブルテレビでも見れるということ、住民の方も告知していただければですね、すごくわかりやすいのかな。何か言っているなと思えばテレビのチャンネルを変えれば、そこに出てくるなり、何分だけでも見れるというのはですね、できるんじゃないかなと思うんですよ。

せっかくですね、第三セクターということで、桂川町もちょっとのお金ですけども出していますんでですね、遠慮なくどんどん使われたらいいと思うんですよ。

だから、これは住民の方から私は言われたんで。何でケーブルで見えないんやろうねということを確認したら、ケーブルのほうもやろと思えばできますということを行っていますし、また、役場のほうもそのやり方はすぐできると思うんです、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） ケーブルテレビを使った情報の告知ということでございますが、私も今回の質問を受けまして、その辺をいろいろと過去の経緯を調査をさせていただいたところ、過去において大雨時のいわゆる避難の注意喚起や、平成28年1月の寒波による水道管凍結、そういうときにはですね、ケーブルテレビさんのほうにお願いをしまして告知情報を流していただいたという経緯があるということを知っております。

それで、今回御指摘いただいておりますケーブルテレビを使っての活用、告知ということでございますが、今後は積極的に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） よろしく申し上げます。

やられてですね、町報かなんかでこういうのは災害時にはこのチャンネルで見れますよと言っただけなら。電話で確認というのがありますけれども、みんなが電話をかけたら電話回線は多分、一、二本しかないと思うので、つながらないと思うんですよ。ですから、そこをできればしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

災害復旧についてということで、今回の一般会計補正予算にも金額が出ております。今回の災害での農地の部分、それから道路の部分と出ておりますが、前回、総務経済建設委員会でですね、現場調査に行かせていただきました。こういうふうにします、こういうふうにしますというのをですね、建設課長のほうからいろいろ説明を受けて、そうですかと、これやったらここは大丈夫ですねという話をしながらずっと回ったんですけど、私が一番気になるのが小茶園・白水線ですか、ちょうど碓井町との境ですね、土砂が崩れて通行どめになったんですよ。あそこというのは、よく災害が起こっているように感じるんです。今回見たときにですね、4 mぐらい壁がずっとさかれていますんで、そのたんびにですね、4 mという壁をつくってこられたと思うんですね。

最後、今度、碓井町の境が今度10 mぐらいばんと壊れていますんで、その部分ですると。そうすると残りがですね、10 mぐらいまた残るわけですね、その間にですね。建設課長にも言いましたけれども、これも補助金でやられているんでですね、予算がないと言われればそれまでなんですが、ついでにですね、ちょっと単費を使ってでもやつかないと、またあそこが壊れそうな気がするんですよ。

これは皆さんで現場に立ったときにしゃべったと思うんですが、こういうふうには、この補助金がこれしかないからここまでしかできませんじゃなくて、先に手を打たないかんことも絶対あると思うんですよ。それをまずですね、やっぱり計画されてですね、補助金では対応できんけども一般財源を使うとかいうのもですね、今後の対応としてですね、絶対必要だというふうに思いますが建設課長いかがですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸建設課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 7番、下川議員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおりですね、小茶園・白水線のライスセンターの先の町境のところなんですけど、今回の災害で壊れておまして、それよりも桂川町側、前のほうには低いブロック積みが残っている状態で、その上の土羽の部分がえぐり取られていて、確かに経年劣化による損傷というのは現地で確認しております。

今回の災害復旧につきましては国から予算をいただきまして、そのお金でもって復旧するんですが、隣の部分につきましても、補助金は使えないんですけども効率的な工事になるように、また効果的なものが発揮できるように、今後の予算の執行状況を見てですね、積極的に対処する方向で検討していきたいと思っております。

今後こういった箇所が出るかもしれませんが、そういったところもですね、状況に応じながら、緊急性、それから優先性、そういったのを鑑みながらですね、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ありがとうございます。その答えで私のほうは満足です。

何かの手を打っておけばですね、えぐれていますんでね、必ず大雨が降れば崩れると思うんですよ。隣の塀も、4 mの壁も裏側がえぐれていますんで、あそこにも何か埋めておかないとですね、また同じ結果で、また塀が倒れたり、そういう危険がありますんでね、先ほど課長も言われたような対策のほどよろしく願いいたします。

最後になりますが、ちょっと要望として、先ほど大塚議員も5つぐらい言われていたんですけど、私ももう今度通らなければ一般の人になるんで役場の方に要望が一つあります。

それはですね、よく言われるのは窓口での対応とかいうことをよく町民の方から言われます。それは、皆さんここに座ってある方も管理職ですよ。例えば、会社でいえば課長さん、ここでも課長さんですけども、一つの部署を任されている人たちなんです。部下の方たちがどういうことをしているのかということはどうですか、上に座っているわけですがね、ちゃんと見とかないといけないかなど。

例えば、住民の方がお見えになったときに、誰が挨拶しているのかということですね。「いらっしゃいませ」と言う必要はないんですけども、「こんにちは」「おはようございます」「何かありましたか」と、これぐらいはですね、当たり前にかけるという感覚をですね、もう皆さん持ったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

行って、聞くまでは答えないと。そういうことですね、健康福祉課なんか入るとですね、全部見えるわけですね、職員の人たちの姿が。そのときに、何この人とかいう顔で見られているように感じると思うんです。ですから、一番前に座っている方なりは立つなり「どうかされましたか」と、この一言でいいと思うんです。これをかけられるような、そういう体制をですね、課長さんたちがですね、考えて、自分の部下の指導という形でやっていただきたいというふうに思います。

私はですね、役場の職員の方は究極のサービス業だと思うんです。私たちは自分で商売するとお客さんがあります。ただ、役場の方にとってですね、住民の方がお客さんと考えればお客さんなわけですよ。その方たちにどういう対応をするのか。

よく思うのが、いろんな要望があったときも「できません」「いや、それは予算がないから」という言葉をよく聞くんですけども、できないんじゃないで一応考えますなり、対応してみますなりと言うのが普通じゃないかなと思いますね。「いや、それできません」「これはできません」とぼんとはじくんじゃなくて、まず受けてみる。その中で、できなければちゃんと答えればいい。こうこうこういう理由でできないんですよということをですね、伝えるぐらいのことはあ

っていいんじゃないかなというふうに思いますんで、今後、皆さんまだ若いですし、今からどんどん上のほうになられると思うんですね、部下の教育というのは大事ですからよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（原中 政廣君） 4分ほど早いようになりますけども質問者がかわりますので、ここで暫時休憩といたします。再開は1時より再開いたします。暫時休憩。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

3番、杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 3番、公明党、杉村明彦です。一般質問通告書に従い質問を行います。

まず、初めに、選挙投票日当日の時間短縮についてなんですが、現在、投票日当日の締め切り時間は午後8時となっておりますが、告示または公示後の翌日から期日前投票ができて、毎日、午後8時まで、できます。なので、当日はもう6時で締め切ってはどうか、という質問です。

まず近隣でいうと、添田町も午後6時で締め切っており、短縮することでのデメリットがあるかどうかを検証したいと思います。

そこで、過去二、三回の期日前投票の投票率及び投票日当日の18時から20時までの伸び率を教えてくださいたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 3番、杉村議員の御質問にお答えをいたします。

過去3回の、期日前投票の投票率及び投票日当日の18時から20時までの伸び率について、お答えを申し上げます。

まず、直近の選挙から申し上げますと——「直近の選挙」というのは、平成29年10月22日に執行されました、第48回衆議院議員の総選挙でございます。この選挙の期日前投票の投票率は22%、選挙日当日の18時から20時までの伸び率は5.5%でございます。

次に、平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙につきましては、期日前投票の投票率17.6%、18時から20時までの伸び率は4.5%でございます。

最後に、平成27年4月12日執行の福岡県知事選挙では、期日前投票の投票率9.8%、18時から20時までの伸び率は3.8%でございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 今お聞きしたように、期日前投票の投票率は、もう、どんどん今、伸びています。

そこで、18時で終わった場合と20時で終わった場合の人件費の比較なんですけど、まあ、手当とか残業代とかいろいろ変わるかなと思いますので、この辺をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの件でございますが、本件につきましては、直近の選挙でございます、昨年10月22日に執行されました衆議院選挙について、回答をさせていただきたいと思います。

当日の投票事務に係る選挙事務従事者、これは約54名ほどございましたが、その手当については、18時で終わった場合で試算を行い、比較をいたしたところでございます。

まず、現行の投票時間である午前7時から20時までで実施した投票事務に係る手当は、約182万円でございます、これは、もう既に選挙後に支払いが終わった金額でございます。次に、投票時間を7時から18時とした場合の投票事務に係る手当を、試算をいたしましたところ、約156万円となりまして、20時までの投票時間の場合と比較して、金額でいえば約26万円、率でいえば約14%の削減ということで、試算をしたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 今お聞きしたら、全然デメリットは何かないと思うんですが、この質問に至った経緯はですね、当日の各投票所におられる立会人の方から「20時まででは長過ぎる」という御意見や、「投票結果が深夜になるので、もっと早くできないのか」などの御意見をいただきました。

そこで、18時に実際短縮することは可能なかどうか、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 杉村議員の質問にお答えいたします。

選挙日当日の投票所の投票時間につきましては、これ、公職選挙法の第40条第1項の規定により、原則、午前7時から午後8時までとなっております。

ただし、ただし書きの中で、選挙管理委員会が「特別の事情がある」と認める場合は、一定の時間内において変更することができる定められているところでございます。

議員御質問の、「選挙当日の投票終了時間を18時に、短縮可能か」ということにつきましては、短縮を実施しています、他の市町村で見られるような、この「特別の事情」というものに該当する離島等を抱える、あるいは、その他、地理的な要因が、本町においてはございませんので、

公職選挙法第40条第1項の規定にうたわれている「特別の事情」に該当する状況にはないと解しておりますので、現在のところは、改定するということは考えておりません。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） よく、わかりました。

では、もう、次の質問に移ります。

危険箇所の安全対策についてなんですが、役場横のセブン—イレブン裏の「きはら医院」から商工会館に抜ける水路横の脇道なんですが、そこは、通学路にはなっていないようですが、その川に、よく、大きな魚とかがいるようで、よく子供たちが遊んでいます。こないだの7月の西日本豪雨の、雨が上がった後にも増水した川で遊んでいる子を見かけて、慌てて注意をしたちゅう話も聞きました。

そこで、その水路横にですね、何か、起きてからではなくて、起きる前に、何か安全対策をお願いしたいんですが、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 3番、杉村議員の御質問にお答えいたします。

御質問のあった水路、まあ脇道ですね——につきましては、その横に水路が走っております。その水路は、住宅地内を通る農業用水路兼用の河川でございます。脇道は、今おっしゃったように、通学路でもなく、町道でもございませんが、水路の管理用通路として利用している状況です。ただ、地元の方にとっては、まあ「抜け道」ということで、たまに使われているような状況であるようです。

こないだの大雨のときに、子供たちがその横で遊んでいて危険だということは、まさにおっしゃるとおりで、柵とかありませんので、落ちたら危険だなというところは、感じております。そのほかに、住宅地の死角になる箇所でもありますので、防犯上の課題もあると認識しております。

対策としては、そこに入らないようにすることなどが考えられますが、農業用水路としても利用しているというところで、関係者と調整の上、解決策を検討していきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） ぜひ、お願いいたします。

では、もう次に行きます。

ヘルプマークについて。

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々たちが、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるように作成したマークです。実際、こういうものなんですけど、実際には、もっと定期入れぐらいのサイズなんですけど。

福岡県のヘルプカードの導入は、都道府県に、東京都に続いて全国で2番目です。

2012年の10月から東京都で始まり、全国に広がっているのですが、認知度が低過ぎて、全く機能していないようです。実際、私も最近まで、これ、知りませんでした。献血の、献血カードか何かと思っていました。

このヘルプカードは、県のホームページでダウンロードできて、自分でつくることはできるのですが、持っている方より、むしろ周りの方のほうが知らないようで、このことを知っていないと誰も気づくことができません。今、認知症の方の声かけ訓練等がございますが、このカードを身につける習慣をつけていただければ、声もかけやすくなるのではないかと思います。

福岡県内で、どのぐらい、このヘルプカードが広まっているのかはわかりませんが、桂川町民はみんな知っているということになれば、素晴らしいことだと思いますので、ぜひ周知、配布、特に周知のほうに力を入れていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 3番、杉村議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの、杉村議員のほうから御紹介いただきましたヘルプカードでございますが、実物は、このような名刺サイズのカードでございます、「あなたの手助けが必要です」ということで、このカード、裏に、その方が手助けをしてほしいことを手書きできるような、名刺サイズのカードがございます。これにつきましては、福岡県のほうからいただいております、福祉センターのほうでも窓口においているような状況でございます。

先ほど、杉村議員から御紹介あったとおりですね、このヘルプカードは、障がいや疾病、認知症などの理由によりまして、見た目、外見ではわからなくても、援助や配慮が必要とされる方々が周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせるカードでございます、桂川町におきましても、平成28年1月より、このヘルプカードと、それと、この啓発用のチラシを窓口に置きまして、障がい担当・高齢者担当、それと健康増進係では妊娠された方ですね、必要な方ですね、窓口でお渡しをしていたような状況でございます。

ただ、議員御指摘のとおりですね、使う方よりも周り、支援する方がですね、このカードを十分認識していただくといいますか、内容を理解していただくことが大変大切だと思いますので、今後この周知、配布等あわせて、周知についてもですね、力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） じゃ、よく、配布よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。終わります。

.....

○議長（原中 政廣君） 続きまして、8番、竹本慶吉君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 8番、竹本慶吉です。通告書に従いまして、一般質問を行います。

まず、防災事業についてということですが、小さく分けまして、穂波川堤防、それから②に堤防拡幅工事ということで、内容を一つ分けております。

この質問の要旨としましては、本年7月5日から6日にかけての豪雨により、河川の増水や土砂崩れなどの被害が発生したことは、御承知のとおりであります。

私どもの関係としましては、地元の中心を流れていますのが泉河内川ということですが、その町内の東西に分けますと、西側のほうに、この穂波川というのがあるんですけども、東側の泉河内川でも、浄水場ですね、浄水場がもう水につかるというような寸前の状態に至ったということで、この上流には、私どもも農業を営んでおりますので、農業用水路があります。

「杉ノ木水路」といいますけれども、この杉ノ木水路も、水路の長さが全長、桂川の東部地区まで来ておりまして、約4kmの長さがあります。その水路も、4カ所ほどが、水路自体がもう土砂崩れで埋まってしまって、全然、農業用水が流れてこない、いう状態があります。たまたま、このときに、狩野ため池ですかね、あそこの堤防がもう決壊寸前になる、というようなことと重なって、杉ノ木水路あたりの農地のほうは、ちょっと待ってくれという話から、狩野ため池のほうは徹夜ですね、対策に応じられました。

それはやむを得ないことであるというようなことで、そのことは同意しとったんでありますけれども、このときの穂波川の水位についても、やはり同じような状況が見受けられます。

私も町内に農地を、私の農地ではないんですが、ほかの方の農地を耕作してあげているところがありまして、これが旧筑穂町の大分というところにありますから、どうしても豆田川の橋を渡って、その農地のほうに行きますので、そのときに、ちょっと水の量が多いんでということで心配になりまして、豆田川の豆田橋を渡ったんですが、もう、あのときはもう怖いようでありましたですね。もう、下から流れると水が滝のように湧き上がるような感じで、恐怖を覚えるところがありました。あの周辺に、また家があるんで、その周辺の方は避難されとったから、と思えますけれども、やはり、ひどい恐怖を感じられたことであろうと思います。

そういうことで、この危険水位というものが、どれほどであったろうかと。例えば、危険水位を超えていたかどうかというようなことで、これは建設課のほうで状況は把握してあると思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 8番、竹本議員の御質問にお答えします。

穂波川の危険水位の関連の御質問ということでお答えしたいと思います。

まず、雨の状況ですね。

桂川町につきましては、7月5日から7月6日、この2日間で総雨量482.5mmの雨が降っております。一日の雨量、24時間雨量で353.5mm、24時間で降っております。その中でも、7月6日の13時から18時にかけて、この5時間で189.5mm。平均すると、もう、30mm以上の雨が5時間降り続いたということになります。

そういったことで、周辺の地域にも、穂波川の流域にもですね、同じような雨が降っていることが当然想定されまして、穂波川の、まず避難判断水位というものがございます。豆田橋の水位観測所での数値なんですけど、これが、避難判断水位が1.55m、これに達したのが初日の7月5日の午後3時、15時に到達しております。その後、2日目に入りまして、氾濫危険水位、これが1.8mでございます、これに、7月6日の14時、午後2時に到達しております。ちょうど雨がひどく降り始め、この5時間の、この頭のほうで氾濫危険水位に到達したという状況でございます。

その後、桂川町といたしましては、14時30分に、豆田、第一豆田、中屋、寿命、瀬戸、この5行政区に避難指示命令が発令されたという状況でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 課長から説明していただいたとおり、もう相当の、町全体がもう水につかるような状態の中でありましたから、大変だったろうと思います。

そこでお尋ねしたいんですが、これは前の一般質問のときにも——穂波川で聞いたことはなかったかと思えます。泉河内川で、いろいろと、こういう氾濫の状況というのについては、堤防の決壊や何かのおそれについて、いろいろとお尋ねしてきた経緯がありまして、今回も、このような状態であります。

この穂波川というのは、私の亡くなりました母親が、筑穂町の長尾という、橋を、JRを超えて、すぐのところにおりましたんで、ここもよく通って覚えているんですが、この穂波川の岩盤ですね、川底。泉河内川は、そうでもないんですけど、この穂波川については、岩盤が物すごく、かたいんです。ダイナマイトか何かかけんと岩盤の底はえぐれないというようなことで、非常に工事が難航するというので、まあ何が言いたいかということ、工事をするのに堤防を、川底を一番下げるのが一番いいんですけども、それができない場合には、やっぱり、もう川幅を広げるとか、堤防をですね、広げるとか、堤防の補強をするとか、かさ上げをするとか、いうようなことをやらないと、今後もこういうことが起こったときには大変ではないかなというふうに思っております。

そういった点で、何か、町としての考え方というか、そういうものは、おありであれば、今後

の対策としてですね、ちょっと、建設課の立場として、答えができればお願いします。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

穂波川の堤防の補強についてということなんですけれども、この堤防というものはですね、皆様の命や財産を守るために、非常に大切なものであるというのは、おっしゃるとおりでございます。そのために、今の状況ではなく、補強してはどうかという御質問なんですけど、この河川、穂波川につきましては、泉河内川と同様ですね、県の管理する河川でございます。堤防補強の必要性については、県の管轄のほうになってまいりますので、確認したいと考えております。

町としては、積極的に堤防を補強するとかいう計画は、持っておりません。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） まあ、あの答弁で、この前の泉河内川と同じことなんですけれども、やはり町としては、やはり要望として上げていかなければなりませんし、地元の住民としてもですね、やはり、そういう要望あたりを上げる場合に、陳情書とか、そういう応援的なものが必要であれば、署名あたりを集めるのも、やぶさかではありませんから、ぜひ、その点も考えて今後の対策に、参考にしていただければというふうに思います。

一応、この件については、質問を終わります。

次、町長にお尋ねしたいんですけれども、この穂波川の堤防ですけど、桂川駅の南側にある麻生地所さんがですね、ちょうど、伏貫酒屋さんの南側、線路をまたいだ、線路を超えたところで、宅地造成をやられています。

私は、これ、もう、小耳に挟んだことで、この質問書を出した後に、そのことを聞いたんですが、麻生さんのほうから——麻生地所というんですか、麻生開発というんですか、河川の道路の拡幅、広げるのに、3mほどの幅で寄附をされたというような話があるんですけど、町のほうでは、町長のほうか、建設課長でも構いませんが、そういう事実があるかどうか、ちょっと教えていただきたいと。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

河川沿いの道路の部分なんですけども、開発に伴いまして、寄附ではなく、用地の交換という形で——町で使わない、その道路敷の使わないところと、道路敷に新たになるところの交換という形で、麻生と契約をさせていただいております。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） ああ、交換ね。あの麻生さんの土地も、町の道路、今度新設した道路から延長した形でありますね。あの部分の、道路の交換ということですか。何か、結構広く

て、もともとの地が3mほどありましたですね。それに、3mぐらい交換させてもらったということであれば、6mぐらい。

だから——まあ、その地元の方との雑談の中で、ちょっと、私も話ししとったんですが、過去には、町のほうから、あそこの酒屋さんの横のところを分けてくれないかというような話も、あったらしいんです。現在は、今、途切れてはいますが、昔、桂川駅の開発のときか何かのお話のようでもあったんですけどですね、ちょうど、そのときにお話があったのは、軒先、約2mぐらい入り込むんですかね、あの酒屋さんのほうに、母屋のほうに。そこのほうで、あれですから、現在は、もう酒屋も余り、「大した営業しておりません」と。もう、やめてもいいぐらい、ありますので、かわりの土地をどちらかもらえれば、そういう話があったときの御相談に乗っても構いませんよ、というようなお話があります。

今後の参考になればと思いますが、まあ、あわせての問題になりますけれども、こういうのを、将来的に、酒屋さんの土地や何かを利用して、拡張していこうという考え方が、町長、建設課長、お二人にお尋ねしたいんですけど、まず建設課長から。そういう将来的な計画とかいうのが、ありますか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 今のところ、河川沿いですね、ずっと中屋橋から、豆田橋から第一豆田、それを通したような道路拡張の計画は、今、持ち合わせておりません。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

桂川駅周辺ということでお尋ねかと思いますが、現在、駅南側道路の建設をして、駅舎の改築という形で進めております。

そのほかの部署につきましても、将来にわたってはですね、そういう必要性が出てくるとお考えられますけれども、現時点ではですね、そういう具体的な計画というものは、持っておりません。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） お互いに、もう、1カ月後には選挙ということですので、将来に向けての具体的なというのは、まあ今の立場上、ちょっと説明が難しいかと思いますが、私の一方的な考え方を述べさせていただきます。

一応、桂川駅の北側、要は、現在の桂川駅の玄関口ですね。北側の道路で、町のほうと、それからJRのほうで、駐車場で、ある程度、道路幅を確保した道が、でき上がっております。

地元からの要望は、再三あっていまして、あれを、豆田橋まで続けてくれと。そうせんと、もう、せっかくのあそこが市道になって、あれやから、土地を交代するとか、そういう提供するというのは、地元の方ももう、懲り懲りとして、ありまして、ぜひ協力させていただきたいと。

先ほどの、伏貫さん御本人とも、お話ししましたけれども、もう、要る分だけでも、いいからと。で、やっぱり、自宅の横に線路越えの踏切があって、もう車を出し入れするのも困るし、頭を出したかと思ったら、もう横から、左から右から車が来るんで、どっちも、こっちもさっちもいかない。あそこを拡幅してもらって、つないでもらえれば、豆田の川沿いに公民館がありますので、あちらのほうまでは十分、幅がとれるから、私のところの宅地は、もう、家は削ってもらっても結構やから、というような話もありました。

そういうことで、まあ将来の話になりましようけれども、私の希望としては、やはり、この伏貫酒屋さんの横の踏切の拡幅と、それから、それを、その通過してきたものから、できれば私は、王塚古墳の、あそこは中屋橋になりますかね、次の橋が。あそこまで、ところどころで今3カ所ぐらい、離合場所が、でき上がっていますね。ああいう形で堤防を補強したら、堤防の補強のためにもなるんじゃないかなというふうに考えています。

あくまでも将来的なことですけれども、そういったものが、まあ現時点では、先ほど町長も答えられましたけど、具体的には、返事ができかねるとも、桂川駅周辺整備事業の一環として、将来的に、そういうのを考えていただければよろしいかなというふうに思っております。

お答えができれば結構ですけど、できなければ、もう、そのまま、私の要望として、させていただきます。

○議長（原中 政廣君） 次に……。

○議員（8番 竹本 慶吉君） いや、もう続けて、いいです。

○議長（原中 政廣君） はい、続けて。オーケーです。

○議員（8番 竹本 慶吉君） では、次に、中学校の通級学級についてということで、お尋ねします。

私も、この「通級」とかいう制度があるというのは、全然知らなかったんですけども、これは、教育庁のほうの所管になりますので、お尋ねいたしますが、小学校では現在設置されているというふうに聞いております。中学校には、これがない、いうふうに聞いているんですが、近ごろの新聞報道です、この点が「特集」みたいに載せてあります。

どういことかなと。先ほども申し上げるように、私も耳が、よく理解できていなかったんで、どういことかなと。いろいろと、その方にお聞きしましたところ、そういう制度があります。残念ながら、中学校については、ここと、いうところがないと。その新聞報道にも、その拠点となる中学校は、拠点となるところがあって、そこまで保護者か何かが送迎しなきゃならんというのも、それもまた大変なものだろうと思うんですけども、そういう制度があって、その制度の内容と申しますか、中身というのを、簡単に結構ですから、御説明いただきたい。

○議長（原中 政廣君） 瓜生教育長。

○教育長（瓜生 郁義君） 8番、竹本議員の御質問にお答えいたします。

「通級学級」というのは、まず「通常学級」ですね、通常学級に在籍をしながら、児童生徒の障がい程度に応じまして、週に一、二時間程度、通級教室で担当の指導教員から指導を受けるものでございます。

近年、発達障がいなどに対する保護者等の理解、また意識の高まり等もありまして、該当児童生徒は、ふえてきている状況です。

桂川町は、従前から、通級学級の設置要望をしてきておりました。そこで、平成27年度から桂川小学校に1クラス設置されまして、県費負担の教職員が1名配置されております。中学校についても、同様に、県に要望は毎年しているんですけども、現在のところ、設置できていないというのが現状です。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 今の説明で、あれですけど、この学級というのは、中学校では、現在は桂川の中学校でも、あるんですか。このクラスは。（「通級学級」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（原中 政廣君） 瓜生教育長。

○教育長（瓜生 郁義君） 通級学級はですね、桂川小学校に1クラス、あります。桂川中学校には、通級学級は今のところ、ありません。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） これは、聞くところによると、何か、来年ですか、来年、中学校になる人が約10名ぐらい、おられるというふうに聞いたんですが、全体で10名、学年で10名ぐらいですか。

○議長（原中 政廣君） 瓜生教育長。

○教育長（瓜生 郁義君） お答えいたします。

今、桂川小学校ではですね、4名ですね、6年生がいます。該当がですね。ですから、その4名が今度、中学校に進学するということになります。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） あの……。

○議長（原中 政廣君） この案件は、最後でお願いいたします。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 最後に。はい。

町長に。今のところ、桂川にはないということですけど、（「中学校は」と呼ぶ者あり）中学校は、ですね。

桂川のほうで新設というか——まあ、もう来年のことやから、また、さっきの、選挙の絡みでお答えがしにくいかと思えますけれども、やはり、これ、保護者にとっては、送り迎えするとい

うのは大変難しいことだと思うんですよね。仕事を持ってある方は特に難しいでしょうし。ある程度、時間を決めて、そのクラスに行かなきゃならんというような事情もあるんで、できれば桂川も、何か数名、学年ごとに数名、これからのその予定としては、そういう該当される方が、お子さんがあるということに聞いていますんで、将来的に、今現在の立場からお答えにくいかもしれませんが、お考えだけでもお聞かせいただければ。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

教育長の答弁にもありましたように、まずは、県にですね、学校あるいは子供たちの状況というものを踏まえて要望していくというのが一番であろうと思っています。その結果の中で、このことにつきましては、やっぱり教育委員会としっかり協議していく必要があるんじゃないかなと思っていますところでは。

まあ、ちょっと仮定の話になりますので、現実的な対応というものを考えていくためにも、現在の段階では、この程度しかお答えできないと思います。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） もう質問時間を超えましたので、ここで終わりますけれども、やはり、ぜひ中学校にもですね、もう、そういう生徒さんがおられるのであれば、そして継続性があるということであれば、中学校にも、そういう制度を設けていただいてですね。

なかなか、親も保護者も、全然そういう障がいがあるというのは気がつかないで、幼児期から小学校を経過するというようなことがあるそうですが、実際、高校でも、そういうものに対応するというようなことが行われておるようでありますので、ぜひとも、桂川の中学校で、これを継続していただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） 次に、9番、藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 9番、立憲民主党の藤川正恭です。

まず、最初にですね、水道のインフラについて、町長、担当課長にお聞きしたいんですが、午前中、大塚議員も質問をされましたけども、実は、一昨年ですか、9月の定例会で、水道事業施設改修計画についてということで、平成27年度に桂川町の浄水施設改修基本計画ができていますが、どのように内容はなっているのかと。また経費は、というふうな中で、そのときに、町長のほうですね、報告書では、土師浄水場及び配水池を全面的に改修、または移設した場合の費用として、約23億円が見込まれていると。老朽化が進む水道事業施設の改修及び自然災害等への対策は、大きな課題であり、具体的な実施計画については、さらなる調査、検討、協議が必要だ

と考えているという、当時、答弁をされています。

課長にお聞きしたいんですが、この「調査、検討、協議が必要だというふうに考えている」ということですが、この秋にですね、まあ1年以上たつわけです。「調査、検討、協議」が、どれだけされたのか、どういうふうに進んだのか、そういった進捗状況も含めて、お聞きしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 9番、藤川議員の御質問にお答えします。

午前中も、大塚議員の御質問の中にありましたように、今現在、いろいろと検討をしている段階でございます。具体的に、その内容について、御回答はちょっと控えたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 今のですね、課長の答えであると、まあ、これ、たしか一昨年の9月の議会での一般質問というふうに思いますが、それ以降は、「答えを差し控える」ちゅうのは、その「調査、検討、協議」は、していないということですか。

○議長（原中 政廣君） 古野課長。

○水道課長（古野 博文君） 内容についてですね、基本計画の内容について検討、そういうふうな今後の方針なりについてですね、検討をやっているということ、検討は行いましたんですけど、その方向性なりが、具体的なことがお示しできないので、ちょっと、ここでお話をすることが、ちょっとできないということを申し上げたんです。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私のほうからお答えいたしたいと思いますが、今、議員御指摘のように、この、いわゆる基本計画につきましては、その当時ですね、全面的な改修をすれば23億円程度かかるということは、申し上げたと思います。

そして、また、その後の検討という中ではですね、やっぱり、この、これだけの多額の経費、これをかけることについては、現状ではなかなか難しいという判断はしております。そのために、いわゆるコンサルタントとの協議は、やってきたところです。

そういう中で、このときにも多分申し上げたとは思いますが、いわゆる水道事業の広域化というものも、あります。ですから、今の浄水場をどうするかということと、水道事業の広域化ということ。それから、さらには、今、いわゆる自然流下方式、要するに、浄水場でつくった水を高いところに上げて、それを自然流下、この自然の力を利用して排水しているわけですが、そういう自然流下方式とは別に、圧力、ポンプで圧力をかけて排水する。そういう方式としては大きく2つにあるということで、そのいずれにしても、いずれにしても、やっぱり相当な経費がかかるということでもあります。

ですから、現在の状況ではですね、いわゆる全面的な改修ということについては、まあ難しいんじゃないかというような、そういう、結論ではありませんけれども、そのように思っております。

そういう中で、先ほどからありますように、災害対策につきましては、これはもう待たなしの状態ですから、より具体的な改善策について、今後、もう早急に取りまとめていくという、そういう考え方があります。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 午前中の大塚議員の質問でも、「莫大な費用がかかる」とか、そういう、広域性とか、そういう問題もあるということで、考えていくということでもありますけれども、こういう質問なり、こういう問題が惹起するのはですね、我が町では、やっぱり、この水道施設等がかなり老朽化しているというのが、やはり至るところですね、目につくということで、出てくると思います。

ですから、いつですね、どのようなトラブル等が起こってもおかしくないという状況も考えられるんじゃないかと、いうふうに思います。そういった深刻な問題、確かに、莫大な費用が発生することは、わかりますけれども、だからといって、そのまま放置するということにはなりにくいんじゃないかと、いうふうに思います。

なぜかという、水というのはですね、私たちがやっぱり生きていく上で非常に必要なものであって、そして、最近のゲリラ豪雨等でも見られますように、広島とか岡山でもですね、水が命にかかわるようなインフラであるということも、だんだんと、はっきりしてきております。

そういうことからですね、やはり安心安全という観点から、やはり、これについてはですね、そういった状況がありましようけれども、私は、必要でないかというふうに考えておりますので、それについての、まあ、先ほどのように見解の違いとか、そういうことであれば、それでもいいんですが、一応、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 申しわけありません、ちょっと、ちょっと質問の趣旨が、よくわからないんですけども、まあ私どもも、いわゆる水の大切さというものは認識しておりますし、それを維持するために、いろんなことをやっているということは、申し上げました。

その、それ以上に、どういうことの、その意味が、ちょっとわからないんですが……。

○議長（原中 政廣君） 藤川君、最後の4回目、許しますので。

○議員（9番 藤川 正恭君） 私が言っているのは、確かに、莫大な費用とか今後の地域の状況とかで、考えられることはあるでしょうけど、やはり、この水道施設、そういう施設の老朽化等については、莫大な予算を伴うかもしれないけども、ある程度、必要じゃないかと。そういう意

味で言うたら、先ほど言いました「計画」とかですね、そういうのも、実態調査も含めて前向きな形でやるべきじゃないかということ、一応申し上げたわけで、町長については、どうですかということ。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まあ、いわゆる基本的な姿勢としてはですね、そのようなつもりで、やっております。先ほどのお話にありましたように、決して「放置」しているわけではございません。

○議長（原中 政廣君） 次の質問に入ってください。

○議員（9番 藤川 正恭君） はい。

次にですね、クラブ活動について、お聞きしたいと思います。

先ほども、竹本議員の質問の中にもありましたけれども、発達障がいとかですね、いろんな面で何らかの、そういう、サポートといいますか、そういうのが必要な子供たちも多く出てきているんじゃないかと、いうふうに思います。

そういう意味で、そういう人たちに対して、どの程度かというのを調べる上で、入学前なりに簡易検査というようなものを実施していると、いうふうなことを聞いたことがあるんですが、改めて、その簡易検査とは一体どんなもので、その内容説明、検査結果、そういったものをですね、わかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） これは……

○議員（9番 藤川 正恭君） 教育長。

○議長（原中 政廣君） 教育長。

○議員（9番 藤川 正恭君） 課長……。

○議長（原中 政廣君） 質問事項の中で、これは……。

○議員（9番 藤川 正恭君） いや、関連で。

○議長（原中 政廣君） ああ、関連ね。

北原課長。

○学校教育課長（北原 義識君） 藤川議員の質問にお答えします。

先ほど、発達障がい等の検査ということで、学校現場ではですね、子供たちの日常の生活とか行動を見る中で、子供の特性を知るために、発達心理検査を実施するということがあります。

具体的には、医療機関を初め、診療相談業務に従事しますスクールカウンセラーなどにより、「WISC」といった児童生徒向けの知能検査を実施し、その結果を踏まえ、その子の特性に合わせた対応をしているというのが、現状です。

また、小学校に入学する前の、いわゆる幼児につきましても、各幼稚園とかですね、保護者の

ほうで、やはり、そういう気になる子につきましては、例えば医療機関へのあっせんとか、福祉のほうでも対応したり、あと、その幼児に合った、また検査をもとに、教育委員会としては、教育支援会というのがございます、入学前にですね。この子にとって、どういう形で学校に受け入れたら一番いいのかと、というような形の協議をする場がありますので、そこで決定しているというような状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 私が、なぜこのような質問をしたかといいますと、私もですね、かつて中学校のときにバレーボールをしていました。そういう中で、小中学生の中で文化・体育活動をすることにはですね、応援は惜しみませんが、ただ、その活動がですね、顧問の先生たち、その先生たちに、過重な労働になっているという問題がありはせんかなと、いうふうに思うわけですね。先ほども言いましたように、そういう、発達障がいとか、そういう形の生徒にかかわるとかですね、あと、いろんな研究授業等もありますけれども、そういうところに時間が割けないというようなですね、問題も出てくるんじゃないかと、いうふうに思います。

そういう意味で、やっぱり学校はですね、まず、勉強するところが大事じゃないかというふうに思います。この桂川も、たしか私の記憶では、そうだと思いますけども、4割近くがですね、就学援助——これは、もし間違っていたら、後で訂正をお願いします——をいただいていると、いうようなことだと思います。

そういう中で、やはり学校の問題、まあ宿題にしても、その授業の進捗状況を調べるわけですから、そういう中でですね、いろんなものを研究しながら、しながら、その学力をつけていくという必要があるんじゃないかと、思います。

そういう中で、やはり、クラブ活動の外部委託というものについて、教育委員会なりでは考えておられるのか、そういったところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 瓜生教育長。

○教育長（瓜生 郁義君） 9番、藤川議員の御質問にお答えしたいと思います。

部活動につきましては、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、大きな教育的意義を有しますけれども、教員の多くが、校務分掌の1つとして部活動顧問の業務に従事し、放課後や土曜・日曜に指導に当たるなど、部活動指導における業務時間の増大というのが、問題になっております。

現在、桂川中学校の運動部は、野球、バレーボール、バスケットなど、10種目ありますけども、ことし3月にスポーツ庁が策定いたしました「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、また、県教委が、同じく、ことし3月に出しました「教職員の働き方改革取組指針」に沿いまして、部活の活動時間の精選、それから部活動休業日の設定とともに、副顧問をですね、

副顧問を1人から2人、配置し、業務の負担軽減に努めているところでございます。

御質問の外部委託につきましては、教員のかわりに部活動を指導する「部活動指導員」という制度がございます。部活動指導員は、平成29年、学校教育法施行規則で位置づけられたもので、主に技術指導を担う従来の外部指導者とは異なりまして、単独で、部活動の指導、それから引率を行うことができるもので、県教委は、平成30年度から、本年度からですね、部活動指導員配置事業を実施しております。

現在のところ、部活動指導員は、桂川中学校では配置をしておりますけれども、学校における教員の負担軽減、それから部活動の指導体制の充実を図るため、この配置事業を含めまして、技術面だけではなくて、スポーツ科学や子供の発達、教育に対する理解を持った人材の発掘を行うとともに、学校現場の教員や保護者の理解を得ながら、桂川町のふさわしい外部委託のあり方について、研究・検討していきたいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） じゃあ、その外部委託というのはですね、現実問題として、できるわけでしょ。

○議長（原中 政廣君） これ、最後になりますが、大丈夫ですか、質問内容。

○議員（9番 藤川 正恭君） それでいい、それだけ。

○議長（原中 政廣君） 最後になりますが、いいですか。

○議員（9番 藤川 正恭君） いいです、いいです。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○教育長（瓜生 郁義君） できます。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 次の、駅舎開発について、お聞きしたいと思います。

平成21年からですね、約7年間で、こういうのが、つくっていくという形で、これ、町報の12月号ですかね、ことしの。「桂川町の未来に向かって」というところで、「桂川町では、福岡市まで電車で約30分という桂川駅の利便性を活かし、まちづくりをどう進めるか、重要な課題となっています」という形でですね、出ています。

この中で、その下に「桂川駅周辺地区都市再生整備計画」、「平成27年度から平成31年度までの5年間で、国の交付金を活用しながら、桂川駅周辺の機能充実と定住促進のまちづくりを進めるための計画です」ということで載っているんですけど、これについては、この5年間で、その駅周辺地区再生整備計画、これは、もう金額的には出て、どれくらい出て、どういうふうな形で使うようにしているのか、ちょっと、中身わかりましたら教えていただきたいと。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 9番、藤川議員の御質問にお答えいたします。

昨年29年の12月、広報誌に御案内を掲載させていただきました。

その中でですね、桂川駅周辺地区都市再生整備計画ということで、コメントを入れさせていただいております。これにつきましては、5年間ということで、総事業費は14億1,600万、これ、駅だけではなくてですね、全体の総額で計画しておるところでございます。そのうち4割が、国の補助をいただいて整備を進めるということになっております。

その中で、4つの事業がございまして、自由通路の事業、それから駅前広場の事業、それから防災調整池の事業、それから王塚古墳への誘導路の事業。4つの事業で構成されているものでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） その中でですね、「駅舎等の整備概要」という中で、「完成は約2年後を予定しています」と。そして、現在、この工事にかかる総事業費は約9億円を見込んで、そのうちの5億円については国の交付金等の財政措置を活用し、町の負担を軽減することにしていきます。また、残りの事業債については、地方債を利用します。地方債の償還期限は20年を予定しています、と。こういうことが書かれております。

そういう中でですね、いろいろエレベーターとかですね、跨線橋の撤去、そういったもの、駅舎関係、電気設備、自由通路、そういったものがずっとあるわけですが、そういう中で、JRの負担額というのは、大体4,500万ぐらいなんですよ。

これ、実は、先日ですかね、王塚古墳から駅の間のところ、鉦害の関係で、現地調査が、特定鉦害事業団が入りまして、調べたわけですけども、私、そのとき、どういう、何で鉦害の現地調査に入るんですかと聞いたら、あそここのところに、昔、豆田炭鉦があったらしいんですね。

ですから、この跨線橋の撤去とかエレベーター、こういったものをつくる分になるんですが、そういうときに、駅の——当然、建てかえるわけですから、そういう、穴掘ったりですね、地下を調べたりするときに、そういう何らかの鉦害等の影響が出た場合は、どちらが、どういうふうな形で、そのときは扱うのかと、というようなことでの取り決めと申しますか、そういうことは、きちっと話し合いができてきているのか。また、そういう取り決めというか、そういうものは、書類としてですね、残っているのか。

例えば、具体的に言ったら、この中で言うと、跨線橋の撤去とエレベーターについてはJRがするということですけども、そういうことについても、きちっと、その辺で、そういうふうな契約というか、そういうのは交わされているのか。ちょっと、そういうのを聞きたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 藤川議員の御質問にお答えします。

まずは、JRとの取り決めについて文書で取り交わしているかという点と、もう一つは鉦害に関する件という、2つの観点で御質問ということで、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

まず、文書につきましては、自由通路及び駅施設等の整備についてですね、基本的な実効を定めて円滑な実施を図ることを目的とした覚書というものを、平成29年7月に文書で取り交わしております。その内容につきましては、管理区分や費用負担等の大きな、大枠の方針ですね、大枠の方針について定めているものでございます。

現在、その自由通路や駅舎の実施設計を行っている段階でありますので、まだ、その詳細は公表できる段階ではありませんが、そういう文書を取り交わして、確認はしているところでございます。

あと、鉦害に関する事項についてなんですけれども、今の、この文書の取り交わしの中では、鉦害に関する影響については考慮してございません。地質調査は当然、行ってはおるんですが、支持層になる固い岩盤がですね、地面から10m、もしくは14m程度、それぐらいのところまで固い岩盤が出ているという調査結果は出ております。それが、まあ、今のところ鉦害の影響というのは見受けられないということで、現在の段階では考慮しておりません。

その覚書の中にはですね、その他、定めのない事項については「その都度、協議します」という趣旨の条文がございますので、万が一ですね、そういった、鉦害に関する影響というものがありましたら、その定め範囲内で対処すると、ということになるかと思われまます。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 今ですね、課長の報告といいますか――であれば、この件については、今後、何らかの形でですね、そういう不測の事態というか、いろんな形が起これば、そういう覚書等によってですね、何らかの対応をしていくと、いうふうに考えてよろしいんでしょうかね。――はい、じゃあ、いいです。

じゃあ、次にですね、最後の、クーラー設置についてです。

これ、先ほどから多くの議員の方が、いろんな観点からですね、質問されたと思います。まあ、重複する部分については、私、省かせてもらいますけども、この今回の中で、テレビ等でもよく見られたように、ダムが、ため池等、決壊するんで避難指示と、というような形で頻繁に出ていました。

最近の気候を見てもわかると思うんですが、非常に想定しがたいですね、状況が、いつ起こってくるかわからないというような中で、そういう部分で、住民センターとか「ひまわりの里」とかというような形でなるんですけども、東校区のあたりになると、今度は、そういうところまで避

難するのが遠いとかいう部分があります。そういう意味で言うのですね、やはり学校に避難するというような状況ばですね、出てくる可能性も、大いにあると思うんですね。

そういうときには、やはり、「クーラーがない」ということでは、やっぱり非常にですね、いかななものかというふうに思いますので、そういうのも考慮に入れた中でですね、やはり、そういう部分についてはですね、迅速に行っていただきたいというふうに思っております。

そういう中でですね、やはり、そういう、ハザードマップといいますか、そういう危険のときにはどうと、というようなものをですね、やっぱり周知徹底してですね、的確にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけども、そのところのお考えだけ、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） どなたに。

○議員（9番 藤川 正恭君） 町長。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、議員、申されますように、学校もですね、緊急の災害時には避難場所になるということがございます。特に、東小学校の場合にはですね、東部地区全体の中で公共施設が学校ということで、そういう位置づけをしているところです。

そういう、災害時の避難所ということもありますけれども、午前中から、いろいろ、お話がっておりますように、本当に、ことしの夏は暑い、もう「危険」と言われるような夏、暑さでした。そういったこと、状況も踏まえまして、やっぱり、何とかですね、来年の夏に間に合うように、各学校の教室へのエアコンの設置、これをできればいいと、そのように念願しているところです。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 先ほどからですね、4点、いろいろな観点から質問をさせていただきました。水道のインフラについて、とか、クラブ活動の外部委託等のあり方について。また、桂川駅の開発について。で、クーラー設置ということですけども、そういう中でですね、やはり、水道のインフラとかですね、そういう問題については、やっぱり「安全」、命にかかわることじゃないかと思えます。

確かに、私、駅の開発をすることによっての利便性、これはもう、否定するわけじゃありませんけども、利便性よりもですね、できたら、そういう「安全」とか「安心」、そういった命にかかわるですね、部分を、優先順位的には上位に持って行って、企画として、していただきたいということをですね、お願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（原中 政廣君） これで一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。再開は、2時15分より再開します。暫時、休憩。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

会期中の審査事件として、特別委員会、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第2. 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

○議長（原中 政廣君） 一般会計・特別会計決算審査特別委員会に付託おりました、平成29年度桂川町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定第1号から認定第5号までの5件を、一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○一般会計・特別会計決算審査特別委員長（竹本 慶吉君） 一般会計・特別会計決算審査結果報告書を朗読しまして、報告にかえさせていただきます。

平成30年第3回定例会において付託された、平成29年度桂川町一般会計及び各特別会計決算認定について、当委員会は、9月6日、7日及び10日の3日間、審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定したので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告します。

審査意見。

財政状況について。

平成29年度の普通会計の実質収支は、1億8,700万1,000円の黒字です。実質収支比率は5.7%で、前年より0.6ポイント改善しました。

当該年度中の基金の積み立てや取り崩し等の要因を考慮した実質単年度収支は、1億2,797万2,000円の黒字となっています。実質単年度収支は、ここ数年、黒字傾向にあり、財政運営は安定した状況にあります。

経常収支比率は、96.1%です。前年度より2.6ポイント改善しました。自主財源に乏しい本町においては、今後、町税や地方交付税の大幅な増収要因は考えにくく、依然として厳しい財政運営が続くことが見込まれます。今後とも、経常経費の縮減に努め、歳入歳出の両面から、常に創意工夫を図っていく必要があります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る4指標については、特に問題ありません。一般会計決算について。

1、歳入。

(1) 平成29年度の町税(現年課税分)の徴収率は、前年度と同じ98.9%と、高い徴収率であります。本町では、町民税の個人均等割・所得割が、ともに98.8%で、国の算定基準を上回っています。

国は、平成28年度に、この徴収率の見直しを行っており、平成32年度には98.6%とされる見込みですが、本町は、この徴収率をも上回っています。このことは、他の税目についても、ほぼ同様でした。

(2) ふるさと応援寄附金は669万円で、前年度より302.8%、件数では40件から229件へ、ほぼ6倍に増加しています。

(3) 滞納の取り組みについて。税務課収納対策室を中心とした取り組みが進められており、近年は、その効果があらわれています。町税とあわせ、国民健康保険税や保育料等にも徴収体制の改善が図られて、本決算年度の国民健康保険税の徴収率は、現年度課税分94.3%、滞納繰越分21.7%と、努力の成果があらわれています。

2、歳出。

(1) 財政状況で述べたとおり、今後も歳出の面から創意工夫を図りながら、経費の縮減に努め、比率軽減に努力してください。

(2) 補助金、助成金について。

各種団体への補助金・助成金には、さまざまな視点で効果を検証し、特に、近年問題となっている、区長職及び民生委員等の待遇面に配慮する必要があります。

今後も、公費支出の必要性や助成対象の妥当性などの点検を継続してください。

特別会計決算について。

1、国民健康保険特別会計について。

平成29年度国民健康保険特別会計の実質収支は、795万1,000円の赤字ですが、実質単年度収支は6,581万4,000円の黒字となりました。

平成30年度から、国民健康保険事業の運営体制は、県と市町村が協力して実施するシステムに変わりました。今後も、町民の健康維持に努力してください。

2、その他の特別会計については、問題ありません。

基金について。

特に、問題は、ありません。

桂川町議会議長原中政廣様。平成30年9月10日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会委員長竹本慶吉。

○議長(原中 政廣君) 認定第1号平成29年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定についての

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、認定1号に反対の立場から、討論に参加します。

この決算書には、部落解放同盟嘉穂地区協議会に747万6,000円、支出されています。住民運動とは、自分たちの会費で運営すべきではないでしょうか。余りにも行政に頼り過ぎだと思えますし、補助金として高過ぎます。

よって、私は、この認定1号に反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第1号を採決します。

起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成29年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号平成29年度桂川町住宅

新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成29年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成29年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、認定4号に反対の立場から、討論に参加します。

国保税は、まず、高過ぎます。子育て世代応援のために、子供の均等割をなくし、国保税を引き下げべきだと思います。

よって、私は、この案件に反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 反対討論がありますので、これより認定第4号を採決します。

起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、認定第4号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件については、水道事業会計決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。青柳委員長。

○水道事業会計決算審査特別委員長（青柳 久善君） それでは、水道事業会計決算審査特別委員会審査結果報告書を朗読いたしまして、報告にかえさせていただきます。

平成30年第3回定例会において付託された、平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定について、当委員会は、9月11日・12日の2日間、審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定したので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき、報告をいたします。

審査意見。

1番、水道事業会計の経営状況について。

平成29年度年間総配水量は、144万585m³で、昨年より1万8,643m³増加しております。また、有収水量は132万4,566m³で、前年度より1万100減少しており、給水収益で128万8,000円の減少となっています。その要因としては、一般家庭の節水意識の高揚と給水人口の減少によるものと、考えられます。

水道事業における総収益は、2億942万2,000円で、これに対する総費用は1億7,583万1,000円となり、当年度の純利益は3,359万1,000円となっており、水道事業として引き続き良好な経営状況が保たれています。

2、資本的支出。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、1,974万2,000円です。この不足分は、過年度分損益勘定留保資金1,494万1,000円、当年度分損益勘定留保資金449万4,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額30万2,000円で補填されています。

3、剰余金処分について。

当年度純利益3,359万1,000円に前年度繰越利益剰余金4,588万3,000円を加えた当年度未処分利益剰余金7,947万4,000円は、決算書に記載している剰余金処分計算書のとおり、桂川町水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項及び第2項により、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円並びに翌年度の繰越利益剰余金5,947万4,000円として、処分をされております。

4、財務及び収納状況について。

平成29年度の水道事業の予算執行、経営・財務状況等については、経営状況すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても、流動性、安全性がおおむね確保されています。決算における水道料金等の収納状況については、現年度、過年度、ともに前年度を上回り、良好な収納率が継続されています。今後とも、この努力が継続されることを望みます。

5、その他。

水道は、生活基盤や社会経済を支える重要なインフラであり、水道事業者には、安全・安心な水道水を安定して供給し続ける使命があります。

水道施設は、高度経済成長期に急激な水需要の増加に対応すべく整備され、人々の安全な暮らしと社会経済の発展に寄与してきました。しかし、これらの施設の多くは、整備後、年月が経過し、老朽化が進んでいます。

近年、地震や風水害が多発しています。「平成30年7月豪雨」は、西日本を中心に広範囲に及ぶ甚大な被害をもたらしました。

土師浄水場においても、隣接する泉河内川が危険水位を超え、浄水場が道路より低い地勢になっているため、一時は、道路側から流水によって浄水場が冠水することが危ぶまれました。

現在、浄水場施設の老朽化に伴う改善策が模索されているさなかですが、今後は、このような災害に備えた実効性のある対応が、あわせて求められています。

結びです。

水は、生命の源であり、町民の生活に欠かすことのできないものです。日常的には「安全かつおいしい水」の提供に努めていただくとともに、長期的な水の安定供給という観点から、今後とも、適切な判断のもと、必要・十分な対策が確立されることを希望し、結びといたします。

桂川町議会議長原中政廣様。平成30年9月12日、水道事業会計決算審査特別委員会委員長青柳久善。

ありがとうございました。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 濟いません、質疑ではありませんけど、先ほど朗読されましたときに、私の聞き間違いかもわかりませんが、この報告書の中、左半分の、下からですね、8番目、「当年度分損益勘定留保資金449万9,000円」を、私の耳には「449万4,000円」と聞こえました。

もしかしたら私の聞き間違いかもわかりませんが、もし、この「449万4,000円」だったら、この書いてあるのは「449万9,000円」なので、そこを確認として、もし誤りであれば、訂正をしないといけないのではないかなと思って、意見を申し上げます。

○議長（原中 政廣君） 後ほど、テープ確認を行います。よろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算審査報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成29年度桂川町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3. 議案第23号

○議長（原中 政廣君） 議案第23号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第23号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税におきましては、調定額の決定による追加計上が行われています。

次に、10款地方交付税におきまして、普通交付税の交付決定及び財源調整に伴う減額計上がなされています。

次に、14款国庫支出金におきまして、公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加や、社会資本整備総合交付金において国からの内示を受けての減額計上、なされています。

次に、15款県支出金では、優良家畜導入支援事業費県補助金、ふくおかの畜産競争力強化対策事業費県補助金、荒廃森林再生事業費県補助金、農地・農業用施設の災害復旧県補助金の追加計上がなされております。

次に、16款財産収入では、預金利子の決定による減額計上がなされています。

次に、18款繰入金では、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金繰入金の減額計上がなされております。

次に、19款繰越金は、決定による追加計上がなされております。

次に、21款町債につきましては、災害復旧費、土木債等の追加計上がなされています。

続きまして、歳出予算におきましては、職員人件費につきまして、本年4月及び8月の人事異動等に伴う予算の組み替え等による整理が、全ての関係費目について行われております。

人件費以外の主な内容については、2款総務費では、コミュニティー交通利用補助金62万円の追加計上がなされております。

これは、西鉄バス碓井・大分坑線28番系統廃止に伴う補完措置であります嘉麻市コミュニティバス利用に対し、補助制度を新設するものであります。具体的には、桂川町役場企画財政課で9月25日から発売する予定であります嘉麻市コミュニティバス回数券の販売において、購入金額の半額を補助するものであります。

なお、嘉麻市コミュニティバスの桂川町内での利用料金は、1乗車当たり300円を要するもので、小学生が半額の150円、小学生未満は無料となっております。

次に、6款農林水産業費においては、優良家畜導入支援事業費、ふくおかの畜産競争力強化対策事業費、荒廃森林再生事業費の追加計上がなされております。

次に、8款土木費において、社会資本整備総合交付金事業に係る、国の内示に伴う関係工事費の減額等がなされております。

次に、11款災害復旧費では、農林災害施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第23号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算におきましては、15款県支出金では、子ども医療費県補助金の過年度精算による追加計上、スクールソーシャルワーカー配置事業費県補助金の追加計上がなされております。

歳出予算におきましては、人件費を除く、主な内容について報告いたします。

3款民生費では、重度障がい者医療費、ひとり親家庭等医療費、未熟児療育医療費に係る前年度県補助金の精算による返還金の追加計上、及び、椿児童公園フェンス改修工事の追加計上がなされております。

次に、10款教育費では、小学校・中学校における空調設備設計委託料の追加計上がなされております。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 質疑します。

26ページ。コミュニティー交通利用補助金として62万、計上されておりますけれど、この62万の算定基準。

それと、その算定基準に付随するかもわかりませんが、この「回数券」というのは、1枚1,000円ですけれど、その半額500円でもって、これ、計算してあるんですかね。そして、その人数を掛けてあるのかなと思って。どういうふうにしてあるのかな、500円に対して、そのところ。

それと——いいですか、まだ。いいですか。後でまとめてでも、いいですけど。あと2件ですね。

54ページに、農業災害復旧費の15節として工事請負費が2億円ですかね、書いてあります。この場所、それから工事内容について、概略を説明してください。

同じく、55ページ、15節、やはり工事請負費として1,200万、上がっております。これも同じことです。場所、同じ、工事内容。大体でよろしゅうございますので、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 詳細にわたっては、私は認識不足ですから、所管の課長に。

○議長（原中 政廣君） 答弁、できますか。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 吉川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、26ページですけれども、コミュニティー交通利用補助金ということで、これにつきましては、回数券、これ1冊当たり1,000円の料金を、1冊買えば、500円——半額の補助ということで、これを26人相当掛ける1カ月掛ける6カ月という形で、62万円の計上をさせていただきます。

それで、ちょっと、災害復旧の工事箇所につきましては、建設事業課のほうにお願いします。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） まず、54ページの農業災害復旧費の15節現年発生農地等災害復旧工事ということで、2億円、計上させていただきます。この場所についてなんですが、今の現時点でというところで申し上げますと、内山田、上土師を中心にですね、農地で11カ所、それから施設で25カ所を、今、想定しております。施設には、ため池等も含まれておりまして、総額2億円ということでございます。

続きまして、55ページの道路橋梁災害復旧費、同じく15節、1,200万円、計上しておりますが、これにつきましては、公共債、道路災害ですね、3カ所、計上しております。町道の小茶園・白水線で1カ所、それから町道の堤原・柳ノ元線で2カ所、合計3カ所で1,200万の工事を想定しております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。（発言する者あり）

○議員（5番 吉川紀代子君） 聞いていいですか。

○議長（原中 政廣君） まだ、聞きたいことは、あるんですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） いいですか。

今……

○議長（原中 政廣君） あと、何カ所ありますか。

○議員（5番 吉川紀代子君） え。

○議長（原中 政廣君） 聞きたい箇所が、何カ所ありますか。

○議員（5番 吉川紀代子君） いや、今、いいですか。

○議長（原中 政廣君） 今、言われたとに対する……。

○議員（５番 吉川紀代子君） いや、答弁のところですね、５５ページの「２，２００万」とおっしゃっているけど、これ「１，２００万」と書いてあるんですけどね、ねえ。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） １，２００万と。

○議員（５番 吉川紀代子君） １，２００万ですよ。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） １，２００万とお答えいたしました。

○議員（５番 吉川紀代子君） あと１つ。先ほどのですね、コミュニティ・バスのところは、これ、５００円で計算しているということですよ。５００円ですね、はい。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（５番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第２３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２３号平成３０年度桂川町一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

先ほどですね、竹本委員長から報告ありました（「いや、青柳委員長」と呼ぶ者あり）ああ、いや、失礼しました。青柳委員長から報告されました当年度分損益勘定留保資金、正しくは４４９万９，０００円です、これに訂させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第４．議案第２４号

○議長（原中 政廣君） 議案第２４号平成３０年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第24号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本予算の主なものは、前年度繰越金の決定によるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70万5,000円を増額し、予算の総額を297万8,000円にするものです。

なお、繰越金については、歳出において一般会計へ繰り出すものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第25号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正は、歳入においては、保険税の賦課決定を伴う減額補正と、財源調整のための国庫支出金の増額補正が、主なものであります。

歳出では、国庫負担金等の精算、返還金である償還金の追加補正が主なものであります。

平成30年4月に国民健康保険制度改革が行われ、県との共同運営が始まりました。国民健康保険制度は、国民皆保険制度の根幹として重要な役割を担っております。今後も、計画的かつ効率的な国保運営に努め、より安定的な財政運営を図っていくことを、切に要望いたします。

当委員会は、審査の結果、原案に全員多数であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第26号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正は、歳入において、前年度繰越金の決定による減額補正及び保険料還付金の追加補正が、主なものであります。

歳出では、前年度の保険料収入の決定による広域連合納付金の減額補正と、保険料還付金の追加補正が、主なものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第27号

○議長（原中 政廣君） 議案第27号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第27号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回の補正予算につきましては、当初予算の第3条に定めた収益的支出において、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の減額、同じく2目配水及び給水費の減額、4目総係費の減額については、4月の人事異動に伴う職員人件費の整理及び各種手当等の変更によるものであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号平成30年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 閉会中の継続審査申し出について

○議長（原中 政廣君） 閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

文教厚生委員会で審査中の、請願第3号桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求める請願について、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

本案について、文教厚生委員長から、審査の結果について報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 請願第3号桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求める請願について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本請願については、2018年8月27日付にて、請願に川上信子氏、紹介議員を吉川紀代子氏として提出されたもので、桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備を求める請願であります。文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

今回の一般質問でもわかるように、4名の方が、このクーラー設置に関して質問をされております。

請願の中身については、全議員、賛同できるものであります。

だが、しかしですね、文教厚生委員会が審議をする過程の中で、この趣旨がですね、不十分ではないかと。この請願のですね、趣旨が不十分ではないかという意見が、出されました。

その中にはですね、そういう中で、ある議員からは、この請願の趣旨の中身がですね、真実ではないという部分を書き記されているのではないかと。これでは、我々は、審議して結論を出すということができないんじゃないかと。こういう疑問が提示されました。

それに対して、紹介議員の吉川議員からは、「私は」——この請願の中でですね、問題になったのが、「子供たちの室内温度30℃から35℃、ひどいときは40℃という苛酷な状況で勉強しています」と。「熱中症で倒れる子供が、毎年、出ていると聞きました」ということでしたが、これについては、担当課長等に聞きましたけれども、そういう事実はないということでした。

何で、そういう請願の中身に、趣旨になったのかというふうに審議したんですけども、吉川議員からは、「私は、先生から聞いた」と。「裏づけがない」というふうに言われますけども、私の、この耳で聞いたから、この中身については取り下げません、ということで、その委員会の中

では、この中身について修正はできないということを確認していったところであります。

そういった中でですね、当委員会としては、この請願を継続審査とすると、いうことの結論に達したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 委員長に、ちょっとお伺いいたします。

これ、継続審査になりますとですね、きょう、るる別途となりました桂川中学——「学校にエアコンつけろ」ということで、今、実施設計をやったり、もう前向きな動きがあっているわけですが、これに対して影響が出るのではないかというのが、まず一点とですね、この継続審査になって、今、文書ですね、40℃とか、それから「子供が倒れている」ということだけで、そういう継続というものになったんでしょう。ほかにも何か、審議の中でですね、いろいろな出たのであれば、それも、ちょっと教えていただきたいなというふうに思いますが。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 一応、今の下川議員の質問であります。

これがですね、今回、文教委員会の中で審議する過程の中で、先ほどからもいろいろ出ていますけども、設計委託料等が計上されているという部分があって、そういう方向で今後進んでいくということは、まず、はっきり、答えをいただいております。

それと、中で、いろんな論議がありました。一番の問題は、やはり、この署名の請願の趣旨で、「子供たちが、室内温度30℃から35℃、ひどいときは40℃というような過酷な状況で勉強しています」というふうに書いてあります。それと、「熱中症で倒れる子供が毎年出ていると、聞きました」と。これを確認したら、この「40℃」というのは、実質そういう、はかたら、温度は観測されなかったということです。

それと、「熱中症で倒れた」というふうにありますけども、これも、クーラーが設置されていないのが原因で倒れたという熱中症と、それが原因で熱中症、ということではなくて、中体連の試合中に、4人ほど倒れたと、そして搬送されたということで、「教室が暑いので、熱中症」ということではないと。もう一名については、野球の練習で、それが、そこに無理して参加してですね、その後プールに入って体調を崩したということで、熱中症ではなかったということです。

そういう中でですね、吉川議員に、そういうところも、この「温度の根拠は」と聞いたらですね、「これは、私のはかかったわけではない」と。「先生がおっしゃったので、そう書いた」と、「そういうふうに、つくった」と。こういうことでもあります。

それと、この請願の中身、この「30℃」、「40℃」、それと「熱中症で倒れた」という文

言について、この請願の中で3番目にですね、「署名について」というのがあります。で、署名が出されているんですけど、この署名にもですね、同じような内容が書かれてあったということと、ところが、その署名はですね、取り扱いという部分ありますけど、どこが取り扱っているかわからない、と。こういう部分も、あります。そこにも書いていないし、日付もないと。この書類については、吉川議員は「私が、つくった」ということであります。

だから、そういう意味からですね、なかなか、これは——じゃあ、実際、その「熱中症で倒れた」子供が現実にはいたわけでもない。また、温度も、その観測された温度があったわけでもないにもかかわらず、そういう署名が、四百数十通、町長のもとに提出されたと、いうことも含めて、これは請願として、きちっと、できていないんじゃないかということが問題になりました。

そういう中で、この請願をですね、「訂正する意思はない」ということは、「できない」ということは、一応、文教委員会の中で確認しております。

あと、この文書、署名をつくったですね、吉川議員に対しても、これは、そういうことを前提に署名をしたのであれば、何らかの訂正なりをする必要があるんじゃないかというのも申し添えて、文教委員会の中で中身を論議したところであります。

○議長（原中 政廣君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。（「議長」「議長」「いいですか」と呼ぶ者あり）林君。はい。

○議員（2番 林 英明君） ちょっと確認ですけど、この請願は別においといて、この小中学校のエアコン設置については、総務経済建設委員会の皆様は全員賛成でおりますけれども、文教厚生委員会のほうは、全員賛成ということでよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原中 政廣君） そこ、きちっと答弁してください。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） それにつきましても、文教厚生委員会にしましても、全員、そういう方向で、賛成ということでよろしいと思います。

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、請願3号桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校に空調設備設置を求める請願を、継続審議とすることに、反対をいたします。

請願とは、住民の困っていることを何としても実施してほしいという要求行為であります。

継続審議にするということは、現議員の任期切れという現実から鑑みると、事実上、廃案を意味します。このことは、住民の意思を踏みにじり、ごみ箱に捨てるに等しい行為であると考え

ので、私は反対します。むしろ、採択をしていただき、住民の声に答えるべきと思います。

以上。

○議長（原中 政廣君） ほかに、討論ありませんか。竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） これは、請願が提出された時点で、私は、意見として述べさせていただきますけれども、この時点で、本日もそうでありますけれども、4名の方が賛成の意向の意見を出されております。本会議で、一般質問の中でですね。

で、過去2年にわたって、この話はもう、さかのぼって、やってきております。ほとんど、もう「全員」と言っているでしょうと、林副議長が言われたように、全員の議員が、もう、賛成という意思是明確にしている。執行部においても、もう、「やろう」という意欲は十分にあって、もう当然、予算を早く確保して、そして実行していこうじゃないかという意見のもとに、やっておるんで、まあ、吉川議員が今、これにこだわって提案されることは、冒頭にも申し上げましたように、以上に私としては理解に苦しむところでありまして。

この案は、別段、「廃案」というわけではありませんし、次の議会で、議員さんが提出されて、また提案されることもあり得るかもしれませんし、本議会において、文教厚生委員会で再提出・修正なりを認められれば、再提出なりを行われることで、それが当たり前のやり方でありまして、別に、黙殺するとか拒否するとか、いうことではありません。本質は、全て全議員は賛成でありますから、そこのところをお間違えのないようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに、討論ありませんか。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 私も賛成討論いたします。

この中身に関してはですね、先ほどから林議員も言われましたし、今、竹本議員も。中身はですね、もう全員賛成なわけですね、この「エアコンをつけてください」ということには。

ただ、これはですね、今、日本共産党として吉川さんは言われたんですけども、これ、共産党として出されたにしてはですね、余りにも請願文書がお粗末だというふうに思います。

中身はですね、虚偽ですね、これ。「40℃」とか。それとか「毎年出ている」とか、これも「出ていない」と。だから、この文書に対して、これは通りませんよということで、その「継続審査」という言葉になっているだけと、私は思うんですね。

だから、「継続」でいいんじゃない、ということでですね。今、藤川委員長は、ちょっとやわらかく言ってあるのかなというふうに思うぐらいです。

以上です。

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより採決をします。

起立により採決いたします。本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。よって、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、請願第3号桂川中学校、桂川小学校、桂川東小学校の全教室に空調設備設置を求める請願は継続審査とすることに決定しました。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。よって、平成30年第3回桂川町議会定例会を閉会します。

本日は、お疲れさまでした。

午後3時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名議員

平成 年 月 日

署名議員

